

台湾・香港の立憲主義と中国による浸透

岡 本 至 *

[Abstract] Currently, Asian democracies are deepening economic/social interdependence with non-democratic China. The most crucial examples of such “asymmetric interdependence” are Taiwan and Hong Kong, two free societies experiencing deep interdependence with China. How can these societies secure its freedom and constitutionalism under heavy pressure from China? This question is relevant for all Asian democracies.

This essay constructs a theory by combining two modular theories: Keohane/Nye’s complex interdependence theory and Weingast’s “rule of law” model, and induces three hypotheses of non-democratic state’s strategies in the asymmetric interdependence: i) asymmetric interdependence will make democracies vulnerable with non-democracies’ penetration and influence, but not vice versa; ii) non-democracies will try to divide democratic societies and exploit in their favor; and, iii) non-democracies will put emphasis on ambiguous and equivocal principles, and avoid explicit rules.

The essay then reviews Taiwan’s and Hong Kong’s relations with China, and finds China actually endeavors to do the three strategies in order to influence the two free societies. Still, China’s such efforts have not always been successful, due to Taiwan’s democracy and its de facto sovereignty, and civic virtue in the two free societies.

1. 問題の所在とアプローチ

現在、アジアの民主主義は特殊な脅威に直面している。自国の立憲主義的な政治社会に対する、専制的な中国による浸透という脅威である。ひとつには、中国の東シナ海、南シナ海における「力による現状変更の試み」、すなわち国際法的根拠の薄弱な領土主張と、それを既成事実化する実力行使がある。これに関しては、それが帝国主義的拡張主義であるという性質上、対応が比較的容易である。現実には、日米印豪をはじめとする地域の国々が連携し、東シナ海、南シナ海、そしてインド洋における中国の勢力拡大に対抗する努力がなされている。今年5月の安倍首相訪米で確認された日米同盟の強化は、その一環として位置づけられる。

* 教授／国際関係論・比較政治学

これに対して、中国による、アジア民主主義国の内政への浸透は、国際社会において問題視される機会はほとんどない。それどころか、外国勢力による政治的働きかけやロビイングは、開かれた政治体制におけるごく当然の政治過程であると認識されている。しかしながら、中国が世界各国、特にアジア諸国において行っている広範な浸透について、これを看過することは危険である。そのような活動の実態に関して、真剣に考える必要があるのではないか。

本稿では、中国による民主政治に対する浸透とその影響という、日本を含むアジア民主主義国にとっての重大な問題を考えるための一助として、二つの学問的貢献を行うことを企図している。第一に、既存の政治理論と国際政治理論を組み合わせることにより、この問題を考えるための理論枠組みを構築する。本稿は、この理論枠組みの試論として位置づけられる。第二に、その枠組みから導かれる理論仮説を、台湾と香港という、中国の政治的・経済的影響に強くさらされている、二つの政治的に自由な社会における政治状況に照らして検証する。

香港は中国の主権下にある一行政区であり、「一国二制度」のものと法的自由と自治を維持してはいるものの、民主的政治制度を持っているわけではない。一方、台湾は十分に民主化された社会であり、実質的な独立主権国家ともいえる存在だが、中国はそれを自国の一部だと主張している。この意味で、両者は中国からの浸透を受ける国家の典型的事例とはいえない。しかしながら、両者に対する中国の干渉は深刻であり、台湾も香港も、それを強く意識し、抵抗している。このため、本稿はこの二つの地域（台湾については、実質的主権国家）を事例として取り上げる。

2. 分析のための理論

2.1. プラグマティックな国際政治分析と「組み合わせ理論」

周知のように、デヴィッド・レイクはLake (2011) において、リアリズム、コンストラクティヴィズムなど国際関係の大理論を「セクト」と批判し、国際政治研究は、よりプラグマティックな研究を志向すべきだと主張した。同様に、個別の政治事象の特殊性を尊重し、それを大きな政治学的議論の中に埋没させることの危険性を指摘している (Lake 前掲論文: 472)。本稿の関心は、アジアの民主国家にとって重大な意味を持つと考えられるが、IRの大理論では捕捉できない性質のものである点において、Lakeの議論と整合的である。

同論文の中でLakeは、大理論にとらわれない現実的研究の方向性に関して、次のような示唆を与えている。

To enhance understanding, we need to be able to communicate across theoretical traditions, compare assumptions, and interpret findings. *Ideally, we want modular theories—separate, self-contained, and partial theories—that connect more or less well to other theories to carry out larger explanatory tasks.* (Lake (2011) : 474-5、強調は引用者による)

すなわち、現実の国際政治問題を研究・考察する際の道具として、大理論よりも modular theories（構成部品としての理論）を組み合わせ使用することを提言している。なぜこのような組み合わせが有効なのか、Lake 論文では詳しく説明していないが、強いてそれを付度してみるなら、以下のようなものではないか。国際政治のような複雑な社会現象においては、大理論は現実から遊離しがちになる。現実との整合性が確認できるのは、限定された問題に関する「小理論」だが、小さな理論は個別の問題を超えた説明力を持たない。従って、ある程度の現実適合成を持つ小理論を組み合わせることで、説明可能な事象の範囲を広げる試みが必要となる。

二つの点について留意したい。第一に、複数の小理論を組み合わせた理論は、個々の小理論に比べて、その検証の精度は必然的に低くなる。組み合わせ理論から導出された仮説が現実と合致した場合、また合致しなかった場合、どの小理論が効いたのか、あるいは効かなかったのかを特定することは難しい。第二に、一定の現実適合性を持つ社会科学理論は多数あり、その組み合わせの数は膨大になる。多数の組み合わせの中からどれを選ぶかの判断は、理論の必然性ではなく、問題の側からの要請に従って行われなければならない。すなわち、特定の重要問題を考える道具として、オーダーメイドの理論をつくる必要があるとき、その道具の部品として、より有効な政治学理論を使用するという態度が求められるのである。

本稿では、中国のような専制的国家との相互依存深化が民主主義政治に何をもたらすかという、日本を含むアジア民主国家にとっての重要な問題を考察するために、既存の政治学理論を組み合わせた理論枠組みを構築する。

本稿のトピックは「専制的国家との国際相互依存下にある民主的国家的立憲的秩序」であるが、この問題を考えるためには、最初に、二つの方向からの考察が必要である。国内の政治理論に基づくアプローチと、国際政治理論に依拠する論考である。本稿では、Lake の示唆に倣って、この二つの部品 (modular) を組み合わせた理論をつくり、考察の主要な道具とする。ただし、政治理論の場では、立憲主義的政治制度に関して相当な量の議論がある。立憲主義と密接に関連する共和主義、リベラリズムなどの文献を加えると、その量はさらに膨大なものになる。本稿ではそれらの議論の中から、Weingast の「法の支配理論」を取り上げたいと思う。

2.2. 国際相互依存論からの接近

国家間の経済的・社会的相互依存関係が深化する中における国際政治理論としては、1970 年代に興隆した「国際相互依存論」がある。代表的な文献としては、Morse (1976)、Keohane and Nye (1977, 2001)¹⁾ などがあるが、Waltz (1979) の提唱により開始された国際関係論の理論闘争の中で、相互依存論は埋没した観があり、代表論者の Keohane はネオリベラリズムの理論家に転身し、今に至っている。しかし本報告では、国際相互依存論には、その後に展開されたネオリベラリズム的国際政治経済学あるいは 2 レベルゲーム理論などに還元されない主張があることを評価し、組み合わせの部品の一つとして使用する。

【コヘイン＝ナイの複合的相互依存論】

コヘイン＝ナイ (2012) は、経済的・社会的な国際相互依存が深化した状態における国際社会のあり方や、その中における国家の行動は、そうでない状態ときとは質的に異なると指摘している。複合的相互依存下の世界における国際政治の特徴は次のようなものである。

- ・多面的な国際交渉チャネル（政府トップ間、官僚組織間、民間レベルの対話、など）
- ・イシュー（政策課題）間のリンケージ
- ・軍事力の重要性低下
- ・国際政治と国内政治のリンク

そして、複合的相互依存と国家間パワーの関係について、①相互依存下にある国家関係は、脆弱性（相互依存関係にある他国の行動が変化した場合に、これに対応して自国の利益を守る能力の弱さ）の違いに応じて非対称になること、②より脆弱性の低い国は、脆弱性の高い国に対して優位になること（国際的パワーの源泉としての「非対称的相互依存」）、③相互依存とパワーの相関関係は「国際レジーム」の中で展開すること、を指摘している。

第3版では、相互依存とグローバリゼーションの関係について、国際相互依存状態が地理的に拡大し、二国間から多国間になり、地域的になり、さらにそれが全地球的に拡大した状態がグローバリゼーションだと示している。

【専制的国家との非対称的相互依存】

国際相互依存論では、主に先進民主主義国間の対称的な相互依存を念頭に、議論が組み立てられている。この議論を、民主的な国家が中国のような専制的国家と相互依存を深める状況に当てはめると、どうなるであろうか。

開放的で自由な民主的な国家にとって、中国のような非・自由な専制的国家との相互依存が深化することは、専制的国家との「非対称な相互依存」が進むことを意味している。

民主的で立憲主義的な政治体制においては、立法府（国会、立法院）、行政府（内閣、大統領府、総統府）、司法府（裁判所、司法院大法官會議）などの権力機関が相互に独立し、権力の恣意的な行使を牽制している。立法府・行政府の主な構成員は民主的な普通選挙によって選出される。また、言論の自由・報道の自由が保証され、政治的な情報が十分に開示される条件が整っている。

民主的で立憲主義的な社会においても、市民団体や業界団体などが、自分たちの利益を政治的に実現するために、献金や言論活動などを通じて議員や官僚に働きかける「ロビイング」が行われるが、このロビイング活動の情報についても、政治献金の開示などを通じて社会に広く共有されている。

一方、中国のような専制的・非立憲主義的な国家では、権力は共産党など特定の機関に集中し、権力分立が存在していない。権力者は民主的な選挙による統制を受けることなく、恣意的に権力を行使して人々の人権を奪うことができる。言論の自由・報道の自由は制限され、権力者に

都合いい情報しか開示されない。

特に中国では、共産党幹部やその家族が有力国営企業の経営者となる事例が顕著であり、経済団体と共産党権力が一体化し、大規模な癒着が蔓延している。裁判所も共産党権力から自由ではなく、その判断は公平なものではない。そして、このような癒着関係についての情報は人々から隠蔽されている。

ここで、民主的国家と専制的国家の間で経済的・社会的相互依存関係が深化した場合、どうなるのか。民主的国家は開放的な性質を持つため、専制的国家からの介入や浸透に対しても開かれている。専制的国家は、民主的国家の中の様々なアクターに働きかけ、利益を提供し、圧力をかけることで、民主的国家の政治を動かすことができる。一方、専制的国家の政治決定過程は独占的・閉鎖的であるため、民主的国家が専制的国家の政治に働きかけることは困難である。

これをコヘイン＝ナイの複合的相互依存論に当てはめると、民主的国家は専制的国家からの政治介入に対して脆弱性が高いが、専制的国家は民主的国家からの政治介入に対する脆弱性が低いといえる。そして、民主的国家と専制的国家の相互依存が深化すると、このような非対称的な関係もまた深化する。コヘイン＝ナイがいうように、非対称的相互依存がパワーの源泉であるとすれば、民主的国家と専制的国家との相互依存関係が深まることによって、後者の前者に対するパワーは拡大するが、その逆ではない。

当然のことだが、専制的国家は、民主的・立憲主義的な理念や価値を持たず、国内では、そのような理念や価値を持つ人々を弾圧している。専制的国家の民主的国家に対する影響力が拡大することは、民主的国家の基本的価値を危険にさらしかねない。

ここでは、A国（民主的国家）とB国（専制的国家）が経済的に深く相互依存している状態が、A国の立憲主義政治に与える影響を考える。

立法府への浸透

A国（自由な民主主義国）の立法府（日本の国会、台湾の立法院など）は、国民による普通選挙で選ばれた議員によって構成されている。すなわち議員は、選挙で当選することが必要がある。一般に、ある候補者が選挙で当選するためには、政治資金、有力政党による支持、社会的名声のような資源が必要とされる。しがたってB国は、A国立法府議員に対してこれらの資源を提供することで、A国議員を懐柔し、B国の利益に合致した行動を取らせることができる。

一方、B国（専制的国家）の立法府議員（中国の全国人民代表など）は、普通選挙で当選する必要がないため、権力者からの支持があれば地位を確保できる。

行政府への浸透

B国は、A国企業に対する影響力（後述）を利用して、A国の官僚に「良い」（収入が高い）天下り先を提供することで、A国行政府の行動に影響を与えることができる。

司法府への浸透

立憲主義が確立している国では、司法府の独立性が確保されているため、B国がA国の司法府に直接介入することは困難である。

企業への浸透

A国内では、企業の経済活動は原則として政府権力からは自由であるが、B国ではそうではない。B国と関係が深いA国企業（B国に投資している企業、B国と貿易関係がある企業）は、B国権力から恒常的な圧力を受けている。すなわち、A国企業は、B国の政府権力と良好な関係を築いておかなければ、B国でのビジネス成功はおぼつかない。これらの事情は、B国政府権力のA国企業に対するパワーの源泉となっている。

マスメディアへの浸透

A国内では、マスメディアの報道活動については、政府権力による圧力・干渉・検閲からの自由が確保されている（報道の自由＞言論の自由）。しかし、B国内では、メディアの自由な報道は存在せず、その報道は政治権力による不断の監視監督下に置かれている。B国内で活動するA国メディアも例外ではない。B国に睨まれたジャーナリストは、B国内では取材報道活動が出来なくなる。このような事情は、B国政府権力のA国メディアに対するパワーの源泉となっている。

2.3. 立憲主義理論からの接近

立憲主義とは何か。辞書的な説明によれば、それは「政治権力の専制化や政治の恣意（しい）的支配を憲法や法律あるいは民主的な政治制度の確立などによって防止・制限・抑制しようとする思想原理」（『日本大百科全書』）である。中世から近代にかけての西欧、特にイギリスにおいて「議会の地位・権限が拡大・強化されるなかで、人権と自由を確保するためには、議会の制定した法律（制定法）に従って統治すべしという考えに発展し、ここに近代的な『法の支配』観念と議会尊重の思想とが結び付き近代的な立憲主義が形成された」（同）。また、別の辞書的な説明によれば「人民の生命・自由が支配者の恣意に委ねられる専制主義に陥らないためには、為政者による統治活動に対して何らかの抑制を設けなくてはならないが、その抑制原理として、権力分立および責任政治という二つの要素を求める思想を、近代立憲主義または立憲民主主義（constitutional democracy）といい、この略称として立憲主義の語が広く用いられる」（『イミダス』）。これらの議論を要約するなら、立憲主義的な政治制度は、次のような特徴を持つといえるだろう。

- ①法の支配：一般人民も権力者も等しく、明示的で一般的な法によって支配される。
- ②権力分立：立法権、執行権、司法権が互いに独立し、相互牽制を行う。

③**民主的答責性**：大統領や議員など重要な公職に就く者が普通選挙によって選ばれ、また公職者が国民・市民に対して説明責任を持つこと。

これらの要件を並列的に認識するのは正当ではないだろう。「法の支配」が社会のあるべき理想を示しているとすれば、「権力分立」「民主的答責性」は、その理想を実現するための政治制度である。ただし「民主的答責性」は通常は立憲主義の要件とはされず、本稿の対象である香港のように、立憲主義的でありながら民主制度が不十分な社会も存在している。しかし、立憲主義と民主制度は密接に関連した制度・理念であり、これから見るように、民主制度を備えた立憲主義は、そうでないものより強固で安定している。

本稿では、上の要件の中で特に法の支配に着目し、ある国が、法の支配が存在しない国との相互依存が深化した場合に、その国の法の支配の状況がどのように影響を受けることになるのか、考察する。

【Weingast の「法の支配」理論】

Weingast (1997) は、法の支配と民主主義が成立し維持されるための条件を考察するための、単純なゲーム理論的モデルを提示している。このゲームには、主権者 (S)、市民の集団 (A および B) の三種類のプレイヤーが設定されている。S は政治権力を持ち、市民の権利を守ることも、侵害して財産を奪うこともできる。主権者から権利を侵害されたとき、市民はそれを黙認するか、または主権者に抵抗するかを選択を迫られる。主権者に抵抗するとき、市民は相応のコストを負担しなければならない。S の権力は絶対的なものではなく、A と B がともに S に抵抗するなら、S の権力は失われる。しかし、A か B が単独で抵抗する場合は、S の地位は安泰である。

「モデル I」では、主権者は A と B の権利を同時に尊重するか、または同時に侵害すると設定している。このゲームには二つの純粋戦略均衡がある。ひとつは、S が A と B の権利を侵害し、市民がこれを黙認するという均衡で、もうひとつは、S が A と B の権利を尊重し、A と B は（当然ながら）S に抵抗しないというものである。第一の均衡において、市民は強調して主権者に抵抗すれば利得を向上させられるが、「協調問題」の存在のため、それを簡単には実現できない。A が S による権利侵害を黙認するならば、B の抵抗は無意味だからである。もちろん A と B が、S による権利侵害には抵抗しようと約束するなどの形でこの協調問題を克服するなら、S の権利侵害を防ぐことも可能であるが。

「モデル II」においては、主権者は A・B 両者の権利を同時に尊重または侵害できるだけでなく、A、B のいずれかのみを権利を侵害することができる。また主権者は、例えば A の権利である財産を奪ってその一部を B に与えるという、資源の再分配をすることもできる。同様に、主権者は A から議会の議席を奪って B に与えることで、B に議会の支配的地位を与えることもできる。他の条件はモデル I と同様である。このとき、抵抗にコストがかかることによって、

AとBの間に「囚人のジレンマ」が発生し、協調を困難にする。すなわち、Sがいずれかの市民集団の権利を侵害しつつ、主権者の地位に留まり続けることが容易になる。一回きりのゲームを想定するなら、純粋戦略均衡は三つある。ひとつは、SがA、B双方の権利を侵害し、両市民集団がそれを黙従するというものである。他の二つは非対称的なもので、SがA、Bのいずれかの権利のみを侵害する。Aの権利が侵害されたとき、Aは自分が抵抗しても、権利を守られているBが抵抗するはずがないので、Aの抵抗が成功する可能性はないと考え、抵抗をあきらめる。結果として、一市民集団に対する権利侵害が行われるが、それは黙従される。

しかし、モデルⅡが「繰り返しゲーム」であれば話は変わってくる。一回きりのゲームの均衡は、繰り返しゲームでも均衡であり続ける。それに加えて、市民集団が他の市民集団に損失を加える（懲罰する）可能性を考えるなら、各アクターの均衡戦略は次のようになる²⁾。

S: A または B が権利侵害を黙従したことがあるなら、A、B 両者の権利を侵害する。そうでない場合は、市民の権利を侵害しない。

A: もし B が過去の権利侵害すべてに抵抗しているなら、S が権利侵害したら抵抗し、そうでなければ黙従する。もし B が過去の権利侵害に黙従しているなら、どんな場合にも黙従する。

B: もし A が過去の権利侵害すべてに抵抗しているなら、S が権利侵害したら抵抗し、そうでなければ黙従する。もし A が過去の権利侵害に黙従しているなら、どんな場合にも黙従する。

【法および司法の役割】

市民集団がSによる権利侵害をやめさせるためには、市民集団はSによるどちらの市民集団に対する権利侵害にも、必ず抵抗しなくてはならない。これは一つの均衡だが、この均衡状態においては、主権者によるどんな権利侵害にも必ず抵抗するという社会的コンセンサス、あるいは「市民的義務」の観念が存在することになる (Weingast (1997) : 245-251)。Weingastはさらに、このモデルを使用して Almond and Verba (1963) の市民文化 (civic culture) 概念 (前掲論文: 253)、民族的または階級の分裂がある社会における立憲政治の安定性 (256-7) などを説明している。

HadfieldとWeingastは一連の共著論文 (Hadfield and Weingast (2012)、(2013A)、(2013B)、(2014)) において、立憲的社会における法および司法の機能について考察している。各論文におけるモデル設定の詳細はWeingast (1997) と異なり、また共著論文間の内容の異動もあるが、大筋では一貫している。これらの論文の描く社会では、市民が抵抗を敢行してでも守るべき権利の範囲は必ずしも自明ではなく、各アクター固有の (idiosyncratic) 見解によって決定される。このとき、個々のアクターの見解は私的情報であり、社会的に共有されていないことが、市民集団の協調的行動の障害となり、主権者の市民に対する権利侵害が許容される状況をつくり出

す（Hadfield and Weingast（2012）：10-14）。

この状況は、社会の中に「共通論理」Rを提供する第三者機関を導入することで変化する。Rは、主権者の行動が社会集団（AまたはB）の権利を侵害しているかに関しての、第三者機関の判定を示している。具体的には、ある期においてアクターi（AまたはB）が主権者から権利侵害を受けたと考えた場合、iは第三者機関に対して、Sの行為に関する判定を依頼する。第三者機関はその行為に関する判定Rを全アクターに向けて公開する（Hadfield and Weingast 前掲論文：14）。

各期のRが集積（ $\bar{R}$ ）することによって、各アクターは、次期の特定の主権者行動について第三者機関がどう判定するかの予想を立てることができる。このとき、 $\bar{R}$ が下記に示すような条件を満たし、かつアクターiにとって $\bar{R}$ がi自身の固有の判断 I_i に十分に近いと評価するなら、iは第三者機関が主権者の行動が権利侵害であるという判定を下すとき、自分が権利侵害を受けているかにかかわらず、主権者Sに対する抵抗行動を起こす。そして、社会アクターの協調的抵抗を恐れる主権者は、 $\bar{R}$ に依拠すれば権利侵害と考えられる行為を手控えるという均衡が成立する（Hadfield and Weingast 前掲論文：14-20）³⁾。

第三者機関の判定が有効になる条件は次のようなものである（Hadfield and Weingast 前掲論文：20-32、Hadfield and Weingast（2013 A）、Hadfield and Weingast（2013B））。

- ・ 一般性：判定の一般化が可能である
- ・ 安定性：判断基準が安定している
- ・ 予測可能性
- ・ 普遍性：各社会アクターを同様に扱う
- ・ 明確性、無矛盾性
- ・ 判定の唯一性
- ・ 権威ある受託責任
- ・ 中立性
- ・ 推論の独立性
- ・ 手続きと推論の公開性

HadfieldとWeingastの理論は、法の支配における司法の役割をゲーム論的に定式化し明示している点で評価できるが、いくつかの問題点を含んでいる。第一に、このモデルに登場する司法府的な第三者機関について、そのインセンティブ構造が示されていない。もし第三者機関に特定の利得関数があるなら、主権者はそれを操作することによって、司法府の判断を自分に有利なものに歪曲できるであろう。このモデルでは、司法府がそのような操作に屈せずに公正な判断を続ける動機が不明なのである。

同時に、このモデルは主権者を含む各アクターが第三者機関の判断を尊重することを前提としているが、第三者機関がこのような権威を帯びようになった経緯について、何の説明もしていない。司法の権威が確立していない社会における立憲主義の導入は、現代における大きな課題であるが、このモデルはその課題に対する答えを与えるものではない。

【民主的答責性の意義】

前述のように、本稿では立憲主義を、法の支配、権力分立、民主的答責性によって構成され

る理念および制度であると定義している。このうち、法の支配と権力分立（司法機関の独立性）については、Weingastたちのモデルで説明されている。このモデルでは民主的答責性について触れていないが、民主制度を導入することは、このモデルにどのような変容を加えるだろうか。

民主的答責性を、普通選挙による公職者選出と、公職者の市民に対する説明責任という二つに分けて考えよう。普通選挙制度は、市民の主権者に対する抵抗のコストを著しく引き下げる。市民的抵抗は、ロックの時代には王に対する武力抵抗を意味していただろうが、民主的選挙がある社会では、市民は投票所に行くだけのコストで、主権者の交替を実現できる。

また、公平に行われた普通選挙の結果は、選挙時点における民意を明示的かつ正確に公開するという意味で、重要な意味を持つ。全てのアクターは、選挙結果を無視して行動することができないのである。

政府の市民に対する説明責任は、主権者にその行動を、言葉によって明示的に市民に説明することを強いる。またそれは、主権者の行動自体を、共通論理Rに接近させる機能を持つという意味で、主権者による権利侵害を制約する要因となる。

2.4. 理論の接合

この段では、今までに見た二つの理論の接合を試みる。より正確には、国際相互依存論が示す専制的国家との相互依存の特徴を前提として、法の支配の理論枠組みに外国アクターを導入する。そして、その複合モデルが台湾、香港の政治においてどのように適用されるかについて考察する。

【外国アクターの導入】

国際相互依存論を用いた考察の帰結は、民主的国家と専制的国家の間の相互依存深化は、専制的国家が民主的国家内の政治過程に介入する機会を提供するが、その逆の機会は小さいというものであった。ここで、Weingastなどによる法の支配の理論枠組みに、外国アクターを導入してみよう。

法の支配モデルに外部アクターを導入する際に、いくつかの留意すべき条件がある。第一に、自国が実質的な主権を持っている限り、外部アクターはインフォーマルな存在にとどまるという点である。中国政府は台湾を自国の主権下にあると主張しているが、台湾で公式に権力を行使できるわけではない。外国アクターはそのため、Weingastモデルにおける主権者Sのように、自分の命令によって市民の権利を侵害することはできない。外国アクターは、民主的国家内の主権はおろか、どんな種類の政治的権利も持たないのである。ただしこの条件は、名目的にも実質的にも主権を持たない香港のような政治社会には該当しない。

第二に、第一の条件からも導き出されることだが、国家は主権を行使することにより、外部アクターの活動を制限できるという点である。国際相互依存は国家主権の有効性を低減させるとしても、国家主権を完全に無効化することはできない。

第三に、外部アクターは国内の立憲的制度によって拘束されない点が挙げられる。もちろん、外部アクターの自由度は、自身の政治制度によって異なる。民主的な外部アクターであれば、他国の民主制度を尊重するなど、立憲的理念に基づく制約を自らに課することが期待できるが、非民主的な外部アクターはそのような制約に拘束されることはない。

また、民主的な国家の政治を自己の望む方向に動かしたいと希求し、なおかつ市民的権利を尊重することがない専制的な外国アクターは、何らかの形で民主的な国家の政治に介入しようとするだろう。その目的のために必要であれば、市民の権利を侵害することを、何の躊躇もなく実行するだろう。

【専制的国家の戦略】

国際相互依存論を論じながら、専制的国家が、民主的な国家との非対称的な相互依存によって、内政に介入する機会を得ることを見た。はたして、専制的国家は、次の段階では何を必要とし、何を獲得しようのか。この問いについて、これまでの議論を前提に考えてみたい。

専制的国家の戦略①：社会への浸透

この戦略は、先に見た非対称的な相互依存の議論によって導かれる。非対称的な相互依存関係は、専制的国家に優位性を与えるが、この優位性を最大限にするべく、専制的国家は民主的な国家の立法、行政、司法、企業、マスメディアなどへの積極的な浸透を試みるだろう。

専制的国家の戦略②：社会の分断

市民が権利侵害に対して結束して抵抗するなら、専制的国家による権利侵害は成功しない。それを成功させるためには、何らかの形で市民社会を分断する必要がある。

専制的国家の戦略③：非明示的規則の重視

明示的規則の存在や、規則の透明・公平な解釈は、市民が権利侵害に抵抗する根拠となる。専制的国家にとっては、明示的でない、いかようにも解釈できる規則を用い、民主的な国家がこの非明示的規則に拘束される状況を作ることが望ましい。

3. 台湾の立憲政治と中国による浸透

台湾は、中国との深い経済相互依存関係を持つ民主主義「国」という意味で、本稿の対象としてふさわしい「国」であると考えられる。ここで台湾を「国」とわざわざ括弧付きで表現しているのは、いうまでもなく、台湾の隣の巨大国家が、台湾を自国の一部だと主張し続けているからである。このような隣国の容喙がなければ、民主的な先進国であり、自国内を自律的に統治する台湾を独立主権国家と見なすことに何の問題もないだろう。

台湾は、1980年代の戒厳令解除、90年代の民主化を経て、民主的かつ立憲主義的な政治制度を確立してきた。しかしながら、経済的に開放的で、安全保障面では米中という外国の影響の下にある台湾の立憲主義を、一国だけで完結したものと見なすことは難しい。台湾の立憲主義は、その成立過程から現在に至るまで、米中からの「二重の外圧」にさらされて来ている。

3.1. 台湾の立憲政治体制

【憲法構造】

「中華民國憲法」は、孫文の構想に基づく1936年の「中華民國憲法草案公布案」を基礎として、国共内戦中の1946年12月に制定された。同憲法では、西欧的な三権分立憲法にある行政院、立法院、司法院の他に、考試院、監察院、国家元首である総統、その総統選出と憲法改正の機能をもつ国民大会という「七権分立」制度が規定されている。ただし考試院、監査院には他機関との相互チェック機能は与えられていない。この憲法はしかし、1948年第一期国民大会が制定した「動員戡乱時期臨時條款」（臨時條款）によって無効化され、翌49年の戒厳令によって事実上停止された。そして、戒厳令が解除された1988年になって、はじめて有効なものとなった。

改正前の憲法が規定する権力構造は、議院内閣制の要素が強いものと考えられる。総統と「最高行政機関」である行政院が共存しているが、両者の関係は明確ではない。現実政治においては、総統が行政院を通して行政を統括する大統領制的な運用が行われていた。最高立法機関である立法院と行政院の関係については、行政院には、立法院が決議した法案・予算案などに対する再議要求権があり、立法院がこれを覆すためには三分の二の賛成が必要である。総統と立法院の相互チェックについては、総統が指名した行政院長に対する立法院の同意権以外は規定されていない。司法権は司法院が持つが、司法院内の大法官會議（大法官）には違憲審査権が与えられている。

1991年からの15年間に台湾では憲法を七回改正している。国民大会は、大陸における第一期選挙以降改選されておらず、「万年議會」と揶揄されていたが、1991年に全面改選となり、ついで非常設となり、最終的には廃止された。総統は国民の普通直接選挙で選出されることになり、1996年の第一回総統選挙以降、4年ごとに選挙が実施されている。また、総統による行政院長の任命に立法院の同意が不要となった。これらの憲法規定の変更によって、台湾の政治体制は半大統領制に変容したと見ることができる。

7回の憲法修正後も、それ以前と同様に、総統が行政府の最高権威として機能している。この権威は、一方では総統が国民の直接選挙で選ばれたという民主的正当性に由来しているが、同時に、歴史的に総統が、日本統治時代の総督府や戒厳令時代の総統府が有していた独裁的権威の継承者であると認識されていること、また現実政治においては、通常与党党首を兼ねる総統の、与党議員に対する統制力にもその源泉を持つ。

【憲法「外」のアクター】

中国

台湾にとっての中国は、台湾独立を阻止するためには軍事力行使もためらわないことを明言する、安全保障上の明白な脅威である。また同時に、急成長する中国経済とその巨大な市場は、台湾にとって重要な貿易相手であり投資先でもある。中台の経済的相互依存関係は著しく深化しているが、この非対称的相互依存は、中国が台湾政治に与えるパワーを拡大しているものの、その逆の傾向は観察できない。1991年に中国の対台投資が解禁されたことで、中国系企業が台湾メディアを支配する状況が生まれているが、中国系メディアによる台湾世論に対する影響も無視できない⁴⁾。

米国

米国は、台湾関係法に基づく台湾の防衛責任を持つという意味で、台湾の究極的な保護者であるといえる。しかし、同法が米国に台湾防衛の義務を課しているわけではなく、「台湾（中華民国）国民の安全、社会や経済の制度を脅かすいかなる武力行使または他の強制的な方式にも対抗しうる防衛力を維持し、適切な行動を取らなければならない」のであり、この「適切な行動」の内容は、米国の恣意的な解釈に委ねられている。

なお、本稿では議論の単純化のため、米国を外部アクターとして扱っていない。

3.2. 台湾政治の展開

台湾政治は、蒋介石による独裁、蔣経国時代の経済発展と漸進的自由化の時代を経て、李登輝施政下において「爆発的な」民主化を達成した。李登輝引退後の台湾は、民主的な手続きによって、民進党政権への政権交代、国民党の権力回復を経験し、現在に至っている。

戒厳令解除後の1988年に蔣経国が急死し、副総統であった李登輝が総統に就任した。この時点の中華民国憲法では、民国が1947～48年に大陸で行った選挙で当選した「万年議員」で構成される国民大会が、憲法改正権を持っていた。李登輝は1991年4月の国民大会で第1回憲法修正、1992年3月の臨時国民大会では、台湾国民による総統普通選挙などを決定した第2回憲法修正が行われた。総統・副総統の民選については、1994年5月の国民大会における第3次憲法修正で条文化されている。1996年3月に初の総統直接選挙が行われたが、李登輝が54パーセントの票を獲得して当選し、台湾初の民選総統となった。

中国との関係では、李登輝は台湾に海峡交流基金を設置し、中国側はカウンターパートである海峡兩岸関係協会を設立、1993年には两会トップ同士の会談を実現させた。このような兩岸協議は、1995年の李登輝訪米によって終わりを告げた。李登輝は私人の資格で訪米し、母校であるコーネル大学で演説して台湾民主化の進展を誇ったことに、中国が強く反発したのである。中国は新華社通信の論説などで李登輝を非難し、两会協議を一方的に中断するだけでなく、1995年7月からは、台湾海峡におけるミサイル実験、軍事演習などを通じて軍事的威嚇

をエスカレートした。このとき米国は空母と戦闘艦隊を台湾海峡に派遣することで中国を軍事的に牽制し、総統選挙を平和裏に成功させることに寄与している。

2000年の第2回民選総統選挙では、国民党の連戦、民進党の陳水扁、そして台湾省凍結問題をめぐって国民党主流派と対立した宋楚瑜が独立候補として立候補する形で戦われ、国民党分裂の漁夫の利を得る形で、陳水扁が得票率39%で辛勝した。1998年の立法院選挙では過半数議席を獲得し、民進党は225議席中70議席しか取れなかったため、陳水扁は分裂政府を率いる形で執政を開始した。総統就任演説における、中国が武力行使する意図を持たない限り独立を宣言しないという「四不一沒有」（「中国共産党が台湾に対して武力行使を行う意図が無いとするうちは、自分の任期中における、独立を宣言せず、国号を変更せず、両国論を憲法に加えることは進めず、統一か独立かの国民投票は行わず、国家統一綱領と国家統一委員会の廃止という問題もない」という方針。）を打ち出したことは、米中の反発を避けるとともに、独立をめぐる国内対立を抑制しようとしたものである。

民進党政権の誕生とともに、台湾ナショナリズム、すなわち台湾アイデンティティーのあり方が、政治問題として浮上した。宋楚瑜は総統選後に国民党・新党の議員を集めた親民党を結成し、国民党より「右」の、すなわちより中台統一志向の主張を展開した。一方、2001年8月に国民党本土派の立法委員が李登輝を「精神的指導者」として台湾団結聯盟（台聯）を結成し、民進党よりさらに「左」（台湾独立的）な立場を取った。右の親民党と左の台聯が、国民党・民進党の二大政党を中央に置きつつ対峙するという政党構成が成立したのである。

陳政権は台湾ナショナリズムに訴える政治闘争に傾斜していく。台湾のWHO加盟や原発建設に関する公民投票（国民投票）実施を訴えたのである。2004年3月の総統選挙は、投票前日に陳水扁と副総統の呂秀蓮が銃撃にあって負傷するという異常な状況の中で挙行され、陳・呂コンビが国民党側に0.2%の僅差で勝利した。同日に行われた公民投票は、投票が過半数に達せず不成立だったが、台湾アイデンティティーと公民投票に訴える選挙戦略は、陳・呂の勝利に貢献した（松田（2004））。

2005年3月、中国の全国人民代表大会は、台湾が中国からの分離独立を実行するときに「非平和的手段」を取ることを明記した「反国家分裂法」を成立させた。台湾ではこれに反対する100万人規模のデモが行われた。反国家分裂法が成立した直後の同年4月から5月にかけて、国民党主席の連戦が訪中し、胡錦濤共産党総書記と会談して、兩岸対話再開、平和協定締結促進、経済交流と経済協力メカニズム構築、国共両党の定期協議などからなるプレス・コミュニケを発表した（松本充豊（2010）：106-107ページ）。同年8月、国民党が馬英九を党主席に選出した全国代表大会において、この5項目と「九二共識」（1992年コンセンサス）を盛り込んだ親政策綱領が採択されている。

中国共産党は、民主的プロセスで選出された陳水扁政権を完全に無視する形で、2007年までに13回の公式両党会談を行い、中台間チャーター便定期化、中国国民の台湾観光促進、台湾の対中投資保護などの具体的な政策プランが話し合われ、形成され、公表されていった（松

田前掲論文：254-255ページ）。

2008年3月の総統選挙で国民党の馬英九が当選した。国民党は1月の立法委員選挙でも圧勝しているため、分裂政府状況が解消することになった。選挙と同時に行われた国連加盟の是非を問う住民投票は、投票率が過半数に達しなかったため無効となった。外省人であり親中派と見られていた馬英九は、総統選挙にあたって「統一せず、独立せず、武力行使させず」（不統不独不武）という選挙公約や北京オリンピックボイコットの示唆などの形で親中派イメージを払拭することに成功し、選挙で勝利をおさめた（松田（2008））。

当選後の馬英九は、選挙時の姿勢とは打って変わって、対中接近を急速に進めることになる。陳水扁時代は停止していた中台の交流窓口である中国の海協会と台湾の海基会の対話は、馬英九の総統就任とともに再開した。中台間の直行チャーター便や旅客直行便が開通し、中国人の台湾観光の解禁などが進められた。台湾の銀行で人民元両替業務がはじまり、中国国営メディアの台湾内での取材活動が解禁された。さらに、台湾企業の対中投資と中国企業の対台湾投資がともに大幅に規制緩和された（中川（2010）：716～723）。

2009年になると、馬政権は中国との自由貿易協定（FTA）である「两岸経済協力枠組協定」（ECFA）締結への意欲を示した。ECFAに対しては、民進党だけでなく、国民党の王金平立法院からも疑問が呈されたが、2010年6月に調印されることになった。

2012年1月の総統選挙で馬英九が再選され、2013年6月、ECFAの後継協定であり、中台間の医療、金融、出版、娯楽などサービス産業の相互参入を開放する「海峡兩岸サービス貿易協定」が調印された。後述するように、同協定に対する台湾市民の抵抗が、馬英九政権の失速と無力化につながって行く。

3.3. 検証①：台湾の立憲的アクターと中国による浸透

では、このような台湾の立憲的システムに、中国がどう関与し、干渉しているのかを確認しよう。まず、台湾の各立憲的アクターと中国との関係について見よう。

【総統・行政院】

総統は、台湾国民の直接選挙で選ばれた行政府の長であり、原則として、任期中は交替させられない職務である。立憲主義的な制限の中で、行政と外交の進め方を、自己の裁量的で決定することができる。そのため、相当個人の指向性や哲学が、総統執政時の台湾政治の方向に、強い影響を与える。

民主開講の台湾の総統を見ると、李登輝が一期、民進党の陳水扁が二期、国民党の馬英九が二期という明確な政権交代のパターンを示している。このうち、李登輝と陳水扁は、台湾独立派として中国から敵視・危険視された総統であった。現在の馬英九は中国寄りの政治家と目されており、馬英九政権はECFAに代表される対中融合・宥和政策を進めている。総統の個性を中国がコントロールできない以上、中国が総統に対する影響力を行使する方法は、第一に、中

国に有利な候補を総統に就任させることである。台湾の二大政党制を前提とすれば、これは、中国が各党の総統候補選出のプロセスや総統選挙に対して働きかけることを意味する。第二には、就任した総統に対して影響力を及ぼすことである。

中国は、その目的を達成するべく、台湾の選挙に様々な形で介入しようとしている。1996年の最初の総統普通選挙の際には、台湾海峡でミサイル実験を敢行するという露骨な軍事的威嚇を行ったが、これは却って台湾人の結束を固めさせ、米国が空母を台湾海峡に派遣して軍事的な牽制を行ったこともあり、無残な失敗に終わった。中国はこの後、直接的な圧力は控えるようになったが、台湾選挙に直接、間接に介入し、選挙結果を操作するべく努力している。

中国は2010年から「向南移」「向下沈」という台湾政策を決定し、中国各省の訪問団を民進党の地盤である台湾南部に派遣し、工作を図った。ECFA締結後は、台湾産の農産物を優先的に中国に輸入し、南部の農村を親中的に転換した。また、台湾系企業が中国とのビジネスで恩恵を受けるように工作し、彼らに馬英九支持を打ち出させた（井尻・金子（2012）：22-23）。

2012年の総統選挙では、国民党・馬英九、民進党・蔡英文、そして親民党・宋楚瑜の三候補の争いとなったが、中国は馬英九の票を奪いかねない宋楚瑜に近い勢力に圧力をかけ、馬に投票するよう仕向けた（井尻・金子前掲論文：6）。

【立法院】

立法院議員も、台湾国民による普通選挙で選ばれる。ただし、各党の候補の決定は党主席の権限であるため、党主席は議員や候補に影響力を行使することができる。中国は、総統選と同様に立法院選挙にも介入しようとするが、中国との統合に消極的な議員は、民進党だけでなく国民党など右派にも多数存在するため、そのすべてを排除することはできない。

憲法が定めた権力分立によって、立法院には行政府からの独立性が確保されている。総統が中国との統合を進めようとしても、立法院がこれをけん制し、総統の意向を挫くこともある。2014年の「ひまわり学運」において学生たちが立法院を占拠し続けられたのは、立法院長の王金平が学生の違法な行動を黙認したからである。

【司法】

総統や立法院議員の選出、および彼らの政治行動は、民主的な台湾の政治制度の中では「開かれた」性質を持つ過程であり、中国による介入を排除することは困難である。これに対して、司法制度はより閉鎖的なシステムであり、法律専門家集団による自律的管理を旨としている。

中華民国憲法は、最高法院を頂点とする裁判所組織の他に、15人の大法官によって構成される司法院を置いている。大法官会議は憲法裁判所として、台湾政治の節目となる局面で、重要な司法判断を下している。1976に開始した第四期大法官会議は人民の違憲審査申請要件を緩和し、審査対象を拡大して違憲審査を通じた人権保護を強化し、この動きは1987年からの第五期大法官にも継承された。

1989年末、民進党議員が大法官会議に対し、第1期国民大会代表の任期制限に関する違憲審査を請求している。大法官会議がこの件に関する釈字第261号解釈を出し、非改選国民大会代表の任期を1991年末までとした。これを受ける形で、官民・超党派の委員が構成する国会会議では、国民大会「万年議員」の早期退職とともに、台湾省長、台北・高雄市長の民選、総統の民選などの方向性が打ち出されたのである。また、1999年の国民大会で打ち出された第五次憲法修正の内容が、国民大会の任期延長という国民大会代表の利益にのみ資するようなものであったため、世論は厳しく反発した。国民党・民進党・新党の立法委員から大法官会議に対して憲法解釈請求が行われ、大法官会議は2000年3月に釈字第499号解釈を発表し、採択方法に法的瑕疵があるとして、憲法修正は無効であるとしている。

中台関係をめぐる司法判断については、ECFA締結時の立法院のECFAに対する権限、すなわちECFAなど中国との協定の憲法上の地位が最大の論点になっている。司法院大法官會議の釈字第329号解釈（1993年）によると、憲法上の条約とは、中華民國と外国あるいは国際機構が締結した書面協定で、その内容が国家の重要事項あるいは人民の権利義務と直接にかかわり、法律上の効力を持つものであり、その有効性については立法院で審議しなければならないとしている。しかし同解釈は、大陸との間で結んだ合意については適用されず、そのような合意を立法院で審議すべきかについては、この解釈の範囲外としている。中台合意に関する法的規定は「台湾地区與大陸地区人民關係条例」にあるが、この条例によると、台湾と大陸の間で調印された文書は、調印後30日以内に行政院で了承したのち立法院で審議されるか、または立法院に報告されなければならない。しかしこの条例も、中台協定の立法院審議義務、あるいは立法院が中台協定を審議する権利について、明示しているものではない（松本前掲論文）。

一方、大法官會議釈字第520号（2001年）では、国の重要政策については立法院には政策決定に参加する権限があるとしている（松本前掲論文）。ECFAのような中台協定は明らかに「国の重要政策」と考えられるので、その限りにおいては、中台協定の締結に立法院が参加する権限はあるとも考えられる。これらの事項を総合して考えるなら、憲法も大法官會議解釈も、立法院のECFAに関する権限を明らかにしているとはいえない。

全体に、台湾の司法府は中国との関係に係る問題についての司法判断をすることは少なく、また司法府と中国政府との直接・間接の関係は観察されない。

【台湾のマスメディアと中国】

権威主義期の台湾では報道の自由は制限され、当局に忠実なメディアのみが存在を許された。70年代までは、『聯合報』『中国時報』の二大新聞による寡占状態が続いたが、両社とも国民党系新聞であった。60年代から放送を始めたテレビも、台湾テレビ（台視）、中国テレビ（中視）、中華テレビ（華視）の三大国民党系商業局が市場を支配していた。

80年代末、台湾政治の民主化進展とともに新聞の新規参入が可能となり、『自由時報』など民進党系の新聞が登場し、テレビではケーブルテレビの普及が進んで200を超える多チャンネル

ルが視聴されるようになった(山田2013A、17)。2000年代に入ると、後述する香港の自由主義的新聞『蘋果日報』が台湾進出を果たし(木原2003)、メディアはさらに多様化した。

メディアの多様化は、必ずしもその中立化を意味するわけではない。国民党寄りの報道を常としてきた台湾メディアは、「政治の影響を受けやすい構図になっている」(岡本2004、183)。陳水扁政権時代の2004年、政府の国防部・教育部が大株主である華視で、民進党寄りとされた社長が相次いで任命され、国民党寄り人物の番組出演を妨害するなどの事例が報告されている。

近年、中国に対する経済依存が深化する中で、台湾のメディアにおける「中国ファクター」を指摘する声が強くなって来ている。

販売の大部分を中国市場に依拠している食品企業「旺旺グループ」は、2008年にメディア事業に進出し、経営危機下の中国時報グループから経営権を取得した。その後の中国時報が、従来とは打って変わって「中国を褒め称える」報道を急増させた(山田2013A、61)。こうした旺旺グループの報道姿勢を強く批判していた蘋果日報に対して、旺旺は破格の金額を提示し、その買収を試みた⁵⁾。しかしメディア市民団体や学生団体がこれに反発して、メディアの集中を規制する法の制定を政府に要求し、2013年1月には、「反メディア集中」をスローガンの一つとした民進党主催のデモに10万人が参加し、旺旺グループメディアをめぐるスキャンダルが暴露された。こうした状況の中で、旺旺グループは蘋果日報買収を断念した。

大手ケーブルテレビ「三立テレビ」の人気評論番組『大話新聞』は、中国の人権問題などへの批判を行っていたが、この番組が2012年に突然打ち切られた。この背景として、中国市場に中国語テレビドラマを売り込みたいという三立の経営上の配慮、また、旺旺のケーブルテレビ配信における影響力などが語られている(山田2013A、62-3)。また、台湾のメディアNGO「新聞公害防治基金会」の新聞記事検証によると、聯合報、中国時報など「親中の」メディアが中国の中央・地方政府による「実質的広告」記事を多数掲載していると指摘されている。

【台湾の市民社会と中国】

台湾の市民運動は、日本統治期の反日運動を淵源とし、蒋介石・蔣経国統治期の民主化運動を経て、民進党などの政党の結成に至った。台湾の市民運動の特徴は、多くの民主国家の市民運動と同様、政党や民主的な政治過程との深く具体的な関わりを持ちつつ、政治参加の指向性を持つことである。

1990年3月の国民大会にあわせて、台湾史上最大規模の学生運動が展開し、台北・高雄において、臨時條款の廃止、国民大会の解散、政治改革などを求めた座り込みが行われた。国民大会で第八期総統に選出された李登輝は、学生代表と会見して国会会議の開催と政治改革を約束している。この「野百合学生運動」は台湾民主化に貢献したが、台湾の学生運動・市民運動はこのような成功体験を持っている。

中国との関係については、民主化後の台湾の市民運動・学生運動は、国民党と結託して中台統合を図ろうとする中国に対して、抵抗する姿勢を示している。2014年3月、国民党・馬英九

政権がECFAに続いて中国と締結した中台サービス貿易協定について、同党は3月17日の合同委員会第二読会で強行採決を試みたが、野党の反発で議会が混乱した。民進党は国民党の姿勢に反発し、中国との接近に慎重な国民党・王金平立法院長は中立的な立場を取る。このとき、台湾大学や政治大学などの学生を中心とした市民グループが立法院を占拠して、サービス貿易協定の立法院における逐条審議を求めて抗議する「ひまわり学生運動」が発生した。学生たちの違法行為を立法院は容認し、敢えて排除しようとしなかった。占拠状態は長期化し、立法院外でも多数の市民が集結する大規模デモが行われた。4月6日に王金平が学生の要求を受け容れ、兩岸協議監督条例が法制化されるまでサービス協定の立法院審議を行わないと表明し、学生など市民グループに退去を呼びかけた。これに応じて学生たちは10日に立法院を退去した。この「ひまわり学生運動」により、サービス貿易協定の立法院審議は中断した。この後、馬英九政権の支持率は下降し、12月の地方選挙における国民党惨敗の責任を取り、馬は国民党主席を辞任した。

市民社会の「反中的」行動の背景には、台湾人の中国に対する厳しいまなざしがある。しばしば引用される台湾国立政治大学選挙研究センターの世論調査によると、2014年の時点で自分を「台湾人」と回答した人は6割を超え、「台湾人であり中国人」という回答を凌駕している。中国との統合に関する質問では、「現状維持の後に決める」「永遠に現状維持」の合計が59%となり、「統合」支持は10%に過ぎない。サービス貿易協定については、民間世論調査機関台湾指標民調の同年3月28日調査によると、これを「支持しない」が48%で、「支持する」の32%を上回る。

3.4. 検証②：中国の台湾に対する行動

【中国は台湾社会を分断しようとしているか？】

中国は、独立派の民進党および民進党政権を一貫して無視し、国民党内の親中的政治家と交流し、交渉し、実務的關係を進展させようとしている。

【中国は台湾社会に非明示的ルールを設定しようとしているか？】

90年代以降の中国の対台湾政策で特筆すべきことは、「九二共識」の重視ないし神聖視である。「九二共識」とは、李登輝時代の1992年に香港で行われた中台実務機構の事務レベル協議の中で「前提とされた」と中国側が主張する事項であり、中台ともに「一つの中国」という点では合意したというものである。公表も明文化もされていないこの「合意」について、中国はその存在を強く主張したが、台湾では、1992年当時国家総統だった李登輝、当時の海峡交流基金会トップであった辜振甫などが、合意の存在自体を否定している。このような明文化・明示されない、存在したかすら疑わしい「口約束」に過大ともいえるウエイトを置くことには、奇矯との感をぬぐえない。

口約束は、アクターの恣意的な解釈を許す点で、明示的なルールによる統治を求める立憲主

義と対極的な存在である。合意が明示的でない以上、その内容は、国家間の力関係の変化によって、いくらでも再解釈が可能である。今世紀になってからの九二共識は、国政レベルの選挙で最大のアジェンダになってしまった観がある。ある意味で九二共識は、憲法以上に台湾政治を拘束する「超憲法的合意」に成長してしたのだといえるだろう⁶⁾。

3.5. 台湾についての小括

台湾では、総統、立法院、マスメディア、市民社会において、中国の広範な浸透が観察される。中国はまた、台湾社会を党派的に分断し、親中のなグループに褒賞を、独立的なグループにコストを与えることで、台湾政治に介入している。司法は中国からの圧力からは除外されている。中国は、「九二共識」というあいまいで非明示的なルールを強調し、このルールに従うことを中国との対話・協力の前提とすることによって、台湾の明示的・立憲主義的な政治秩序に介入している。

しかしながら、台湾には常に、中国の影響や浸透に抵抗する市民の動きがあり、これが普通選挙などの民主的な政治制度と共振することで、中国からの影響力の相対化を可能にしている。このような抵抗が今後も続くのか、成果を挙げて行くことができるのか。この問題の考察は、本稿の範囲を超えるものである。

4. 香港の立憲政治と中国による浸透

いうまでもなく、香港は国家ではない。アヘン戦争によって英国に割譲され、1997年の中国返還まで英国植民地として発展した。返還後は中国の特別行政区の一つとして、その主権下に入った。このように、香港は近現代史において常に外部勢力の支配下にあり、政治理論が想定する独立した政治主体と考えることはできない。また将来においても、独立国家となる可能性は皆無に近い。

しかしながら、中国に返還されてからも、香港はある程度の中国からの自律性・独立性を維持し、市民的政治的権利を高水準で享受しているとされている。すなわち香港には、ある程度自律した立憲的秩序と「法の支配」があり、その秩序に裏付けられた自由がある。このため香港を、法の支配や自由が制限されている中国本土とは別の、立憲的な政治社会と見なすことは不可能ではない。

香港の事例を本稿の関心に照らしてみると、いくつかの疑問が浮かび上がってくる。第一に、なぜ国内を専制的に統治する中国は、香港においてのみ、ひとびとに自律と自由を許しているのか。第二に、香港社会は、中国からの政治的、経済的、またメディアによる強力な影響下にあるにもかかわらず、どのようにして高いcivic virtue—市民的自由を尊重する精神—を保っているのか。第三に、これらの問題とも関係しているが、香港は今後も、専制的な中国からの自由と自律を維持し続けることが可能なのか。香港が自由を失うとすれば、それはどのような状

況においてなのか。この段では、本稿の理論枠組みを使用しながら、これらの問いについて考える。

4.1. 香港の憲法構造

「香港特別行政区基本法」（以下、「香港基本法」）は、香港の「ミニ憲法」とも呼ばれ、香港内の立法、行政、司法など政治体制を規定している点で、憲法に近い性質を持つ法である。ただし、一国の憲法が通常その国の最高法規であるのに対して、香港基本法は「中華人民共和国憲法」第31条を国内法上の根拠、「中英共同声明」を国際法上の根拠とするという、外部法規に依存する構造を持つ。

香港特別行政区（HKSAR）は、前述の中国憲法第31条に基づいて制定された香港基本法を設立根拠とする。ここで留意したいのは、竹内孝之が指摘するように、全人代常務委員会が制定する「法律」と区別する意味で、全人代自体の制定する法が一般に「基本法」と呼ばれている事実である。従って香港基本法を、旧西ドイツ基本法のような憲法的法と見るのは誤りである（竹内2007、70）。香港基本法の起草委員会には、中国側の委員36人に加えて、23人の香港出身委員が任命されたが、後者は主に中国に近い財界人や左派によって構成される、民主的に選ばれていない委員が占めている。天安門事件時に中国の民主化弾圧を批判した委員は除名されている。「基本法の制定権力は全人代など中国当局であり、香港市民ではなかった」（竹内2007、70）。憲法改正権も香港市民ではなく、全人代常務委員会にある（基本法第159条）。

同時に、香港基本法は84年の「中英共同声明」3（12）にある「中華人民共和国の香港に対する前記の基本的な方針、政策…（中略）については、中華人民共和国全国人民代表大会が中華人民共和国香港特別行政区基本法において規定するとともに、五十年間は同規定を変えない」に基礎を置いている。香港基本法第159条最終部分には「本法に対するいかなる改正も、中華人民共和国の香港に対する既定の基本方針、政策と抵触してはならない」とあるが、この「既定の基本方針、政策」は共同声明の前掲箇所を指していると考えられる。すなわち、「『共同声明』の規定と『香港基本法』の規定との間に矛盾が発生すれば、『共同声明』の規定が優位にある」（金2011、62）と見ることができる。

基本法の最終解釈権および改正権は、どちらも全国人民代表大会會議（全人代）常務委員会に属している。この点で、香港基本法、そして香港特別行政区という法管轄区域は、大陸から自律的でも独立でもない。

【行政長官】

植民地時代の香港総督の地位を引き継ぐ行政長官は、「香港特別行政区の首長であり、香港特別行政区を代表」（香港基本法第43条）し、香港の行政を担当する。香港基本法は行政長官に、各種裁判所判事の任免権、立法会が可決した法案を差し戻して再審させる権利、さらに、再審可決法案に対する行政長官の不同意など立法府との意見不一致がある場合の立法院解散権を与

えている。

任期5年の行政長官は「選挙委員会」による選挙で選出される。選挙委員会は、2012年選挙では1,200名、それまでの三回の選挙では800名の選挙委員により構成されたが、この委員は企業・産業界、専門職、社会団体、各級議会議員など40ほどの職能別選出枠から選ばれる。「選ぶ」のは各職能に属する「有権者」だが、これは後述する立法会職能別選挙の有権者とほぼ一致する（倉田前掲書：50）。「中央政府と友好的な財界人に圧倒的に有利な制度が採用されている」（倉田前掲書：51）選挙制度だと評価できるだろう。

当然ながら、香港人の間には、香港基本法が明記するように⁷⁾、香港市民全体が選挙権・被選挙権を持つ普通選挙で行政長官を選出したいという要求があるが、後述するような事情から、行政長官選挙・立法会議員選挙の普通選挙化は実現していない。特に行政長官選挙には、香港市民の一割に満たない「有権者」しか参加できない。民主的な正統性を持たない行政長官の政策に対して、香港市民が不満を持つことは少なくないが、市民は選挙という形でこの不満を表出することができない。

【立法会】

香港基本法は、香港の立法機関である香港特別行政区立法会（立法会）に対して、香港内の法律制定、行政府提案予算の審議のほか、終審裁判所判事・高等裁判所首席裁判官の同意、行政長官弾劾のための調査委員会設置などの権限を与えている。立法会の前身は植民地時代の立法局であるが、植民地時代の末期に、各種職能団体による間接選挙制とともに普通選挙制が導入された。「最後の総督」パテンは普通選挙枠拡大を試みたが、中国はこれを無視した形で、パテン改革前の選挙制度を継続させた。香港基本法は、返還10年後の2007年から立法会の全面普通選挙化を可能としていたが、中国の全人代は2004年に基本法解釈権を行使することで全面普通選挙化を先送りし、現在に至っている。2012年に行われた第5期立法会選挙では、職能団体による間接選挙で35名、普通選挙で35名の議員が選出されている。

職能団体別選挙は植民地時代に創設されたもので、教育、法律、会計など専門職の団体では個人が、漁業・農業、商業、工業などでは団体が有権者となり、立法会議員を選出する（竹内2007、35）。ただし各団体の有権者資格を政府が設定できることから、政府側が有権者を恣意的に選抜できる制限選挙であるといえる。（倉田2009、59）。なお、直接普通選挙枠は、5つの選挙区における比例代表選挙である

立法会の会派（政党）は、民主党・公民党など「民主派」と「親政府派」に二分されるが、後者には、植民地時代にイギリス香港政庁に近かった財界人中心の「保守派」と、中国共産党と深い関係を持つ「左派」が含まれる。保守派を代表する政党が自由党であり、左派の中心政党は「民主建港協進連盟（民建連）」である（倉田前掲書、32－38）。

2012年立法会選挙では、普通選挙枠では民主派18議席、親政府派17議席と伯仲したが、職能別では民主派9議席、親政府派26議席となり、従来通り親政府派が過半数を制することになった。

【立法＝執行関係】

植民地時代の香港では、総督に権限が集中する執行府優位の統治が行われていた。返還後の香港基本法では、総督の後継者である行政長官に、法律・財政予算案への署名と公布、行政命令の発布、高級官僚や判事の任免、行政会議の任免と主催など、総督とほぼ同じ権限が与えられている。しかし、行政から政党や立法會議員を排除した結果、香港の政治には「政府与党」が存在しない体制となり、民意や立法会からの「下からの」圧力に脆弱なものとなってしまった（倉田2009：70-73、Fong（2014））。Fongによれば、これは返還後の香港に政党主導の政治システムを形成することを嫌った中国政府の意向による。そしてこれが、現在の香港における政治の機能不全の原因となっている（Fong前掲論文）。

4.2. 香港政治の展開

アヘン戦争後締結された1841年の南京条約で、香港島は清から英国に永久割譲された。1860年の北京条約で九龍も割譲され、1898年には新界を租借するなど、香港植民地は徐々に拡大した。1980年代に香港の地位をめぐる中英交渉が開始され、1984年の中英共同声明によって香港の中国返還が決定され、新界租借期限が切れる1997年、香港は中国に返還された。

初代行政長官の董建華は2002年に無競争選挙で再選されたが、中国寄りの姿勢のため市民に不人気で、後述の基本法23条立法反対デモなどを引き起こした。董は任期終了前の2005年に辞任し、曾蔭権が就任した。曾は2007年に再選され、2012年まで行政長官を務めた。

返還後の香港は中国の主権下に入ったが、中英共同声明・香港基本法に明示された「一国二制」のもとで、返還後の50年間の法的政治的自律性が維持されている。中国と香港の旧国境は撤廃されず「擬似国境」として双方からの人の移動を制限している（倉田2009：158）。

経済面では、中英共同声明と香港基本法により、香港が50年間は資本主義的経済制度を維持することを規定している。2003年に両地域間のFTAともいえるCEPA（経済貿易緊密化協定）が締結され、香港と中国本土との統合は深化している。

4.3. 香港の「自由」

香港は、アジアで最も自由な場所のひとつである。しばしば参照されるフリーダムハウスの「世界の自由」評価（Freedom House 2014）によると、香港の「市民的自由」は2で、これは東アジア⁸⁾では日本の1に続き、台湾・韓国と並ぶ、最も高い評価である⁹⁾。国境なき記者たちの「報道の自由」ランキングでは、香港は2001年には134か国・地域中18位であったが、2015年には180か国・地域中70位にまで評価を落としている（Reporters Without Borders, 2015）¹⁰⁾。

英国の外務・英連邦大臣は、香港が返還された1997年から半年ごとに“The Six-Monthly Report on Hong Kong”を議会に提出している¹¹⁾。返還直後の1997年7-12月に関する報告書では、「法の支配は英国から香港に遺贈された最も貴重な資産だが、英国政府の見解では、（香港の法

の支配は) 堅固である¹²⁾」と評価し、国連人権規約B加盟に対する香港と中国の前向きな姿勢を好意的に報告している。雨傘デモの時期をカバーする2014年7-12月版でも、「一国二制度」が試練に直面しているとしながらも「全体的には一国二制度は機能し続けている」とし、香港政府が報道の自由を擁護していることを称賛している¹³⁾。

4.4. 検証①：香港の立憲的アクターと中国による浸透

では、上のように構成される香港の立憲的システムに、中国がどう関与し、干渉しているのだろうか。香港の個々の立憲的なアクターと中国とのかかわりを確認しながら、香港と中国の関係を考察する。

【行政長官と中国】

先に見たように、現行の行政長官選挙制度では、親中の候補のみが当選できる制限選挙が行われている。行政長官はしばしば中国本土を訪問し、共産党指導者から、文字通りの指導を受ける。

行政長官選挙は、香港政府および中国政府が結果を操作しやすい制限選挙ではあるが、中国政府がこの選挙に直接介入することがある。2012年3月の行政長官選挙は、ともに親中派とされる保守派の唐英年と左派の梁振英の間で争われた。当初は財界の支持を受けた唐が有利だとされていたが、2012年2月に唐の自宅の違法建築「スキャンダル」が報じられると風向きが変わり、唐と梁が互角の戦いとなり、民主派がキャスティングボートを握る展開すら予想された。ここで中国当局が介入し、水面下で、親中派のうちでより当選可能性が高い梁振英への多数派工作を行った。温家宝中国首相は「香港には多数の香港人が擁護する行政長官を」と発言し、唐より市民の支持が多い梁振英を支持した。中国の意向を受けた報道を行う傾向がある左派三紙は、梁の写真や発言を露骨に大きく掲載し、唐を無視する報道を行った。中国はまた、新政府派の選挙委員を深圳に呼びつけ、梁への投票を説得したとされる（竹内2012）。

【立法会】

前述のように、立法会議員の半数は香港市民の普通選挙で選出される。2004年の立法会選挙では、60議席中の普通選挙枠30のうち民主派の議席が25にとどまり、親中派が過半数を確保した。この選挙の投票直前に、民主党候補が広東省で中国当局に買春容疑で逮捕され、別の同党候補に公金横領疑惑が浮上するというスキャンダルが浮上した。それよりも重要なのは、2003年当時低迷していた香港経済が、CEPA締結以降景気回復を実現し、中国依存による経済好転を実感した香港市民が親中派主導の政治を選択したことだという報告もある（奥村(2004)）。

【司法】

香港の司法制度は「香港司法制度」と呼ばれ、終審法院（the Court of Final Appeal）を頂点とする裁判所によって構成される。終審法院および高等法院の判事は、行政長官の指名、立法会の承認を経て、全人代常務委員会によって任命される。基本法第八八条は、香港の裁判官について「地元の裁判官と法曹界およびその他の知名人からなる独立した委員会の推薦に基づいて、行政長官が任命する」と規定している。この「独立した委員会」、すなわち法官推薦委員会（the Judicial Officers Recommendation Committee）は終審法院主席法官他の終審法院判事、法曹専門家などによって構成され、その人事評価は人物の法律専門家としての資質のみに基づいて行われているという（Young and Roza (2014)）。

中英共同宣言と香港基本法の定める終審裁判所を頂点とする香港の司法システムは、中国の司法制度からの独立を維持している。香港の司法システムは英国植民地時代以来のコモン・ローを採用しているため、コモン・ローの専門家でない中国の法律家を排除できる。また香港の司法システムは、英豪など海外のコモン・ロー法律家を招き、審理させている。Fung (2001) は、中国憲法の各条項は、香港基本法と一致しない限り、香港には適用されないと述べている。

しかしこれは、香港の法社会が中国から独立・自立していることを意味するものではない。中国返還直後の1998年、香港居留権をめぐる二つの訴えが香港の裁判所におこされたが、香港基本法の解釈権をめぐる香港終審法院と全人代常務委員会の管轄問題へと発展した。香港基本法24条2項は、香港の永住性居民について、(1) 香港で生まれた中国公民、(2) 香港に通常連続7年以上居住する中国公民、(3) 第1号、第2号に記されている居民の、香港以外で生まれた中国籍の子女、と規定し、永住性居民は香港の居留権を持つ（3項）と定めている。これに対して、香港の臨時立法院が1997年7月に採択した入境条例は、①居留権の行使には中国公安部発給の「単程証」と香港移民局発給の「居留権証明書」の保有を必要とする制限を設けるとともに、②親が子の出生以前に香港居留権を取得していることを条件とした。居留権をめぐる二訴訟は、入境条例が香港基本法に合致しているかを問うものであった。第一審裁判所、控訴院における判決は、「単程証」「居留権証明書」が香港基本法に合致するとして訴えを退けた。

裁判は終審法院に持ち越され、1999年1月に下された終審法院の判決は、上述の①②をともに香港基本法違反と判断、原告の香港居留権を認めた。判決文で注目されるのは、裁判において、基本法の解釈を全人代常務委に依頼するべきかの判断権を、香港終審法院が持つとした点である（廣江（2005）：91-99）。

この判決は、香港の民主派や法曹界からは評価されるが、中国側の反発を招いた。判決直後の『人民日報』では、基本法起草委員を務めた四人の中国人法学者が、香港における法律の解釈権は全人代常務委に属す、香港の法院の香港基本法解釈権は全人代常務委が授与したもので、制限があるなどとして、終審法院の判決を批判した。中国からの批判を受けて、終審法院の李首席裁判官は「澄清」を発表し、「香港の裁判所の基本法解釈権はあくまで全人代常務委からの授権による」と言い換えた。ところがこの後、前述の終審法院判決が実行される場合、160

万人以上が新たに居留権を取得するという事実が問題となり、5月に行政長官は、この事件の香港基本法再解釈を全人代常務委に要請することを決定した。全人代常務委の基本法再解釈は6月に行われたが、上述の①②の要件を復活させる結果となり、終審法院の法理を否定した。ただし訴訟自体については、終審法院の判決通り居留権を与えた。終審法院の法理を覆した全人代常務委の基本法解釈に対し香港の民主派は批判したが、それ単なる批判に終わった（廣江前掲書：99-107）。

【香港のマスメディアと中国】

英国植民地時代の香港では報道の自由が確保され、情報統制を続ける中国本土の政治に関する報道発信基地としても機能してきた。しかし中国返還後は中国政府からの様々な働きかけを受け、香港の報道の自由は後退しているといわれる。前述のフリーダムハウスおよび国境なき記者団の香港の自由に対する評価は、返還前後の報道のあり方の変化を反映している。

中国政府にとって、恣意的な管理が及ばない香港メディアは、端的に言えば不快な存在だろう。中国の権力者はしばしば香港の報道をあからさまに批判するが、香港メディアは常にこれに抵抗している。2000年10月、中国が董建華の行政長官再選を支持したことを香港メディアが「勅命」と批判した。これに対して江沢民が激怒した様子が伝えられると、香港各紙は江の香港メディア非難を「中国の指導者の傲慢さ」と攻撃した。さらに江は、同年12月のマカオ演説で「メディアは報道の自由だけでなく社会的責任を重視し…より積極的な役割を果たすことが求められている。…こうした意見は香港にも当てはまる」と強調した。香港メディアは江沢民の圧力に抗した批判報道を行い、香港記者協会はすぐさま江演説に対する反論声明を発表し、江の発言通りにすれば「メディアは国家の宣伝マシンとなり、報道の自由を侵害するだけでなく、市民の知る権利を奪うことになる」と指摘した（渡辺2001）。

だが、香港の報道の自由を制限するのは、中国指導者による明示的な圧力だけではない。香港政府の圧力、メディア自身の自己規制もまた、自由に対する障害となり得る。香港記者協会が2012年に発表した報告書では、協会が香港のジャーナリストに対して実施したアンケート結果が紹介されている。2012年までの曾蔭権政権下における報道の自由に関する質問（複数回答）では、回答者の57%が「明白に後退した」、30%が「若干後退した」と答えている。「後退した」と回答した人の9割以上がその理由として「香港政府が情報提供を抑え、メディアの取材を阻害」しているからと答えている。曾政権時代のメディアの自己規制については、8割近くが「悪化した」と評価している。香港メディアが直面する重大問題に関する質問（複数回答）では、「香港政府のメディア管理強化」が5割超で最高、「中聯弁の圧力」「基本法23条立法」「自己規制」がそれに続いている。

中国政府は、香港の言論の自由に対するあからさまな干渉による悪影響を考慮し、むしろ香港における宣伝工作を通じた世論誘導に注力している。飛鳥田麻生によると、中国の「対香港宣伝工作の実働部隊は、新華社香港分社であり、『文匯報』『大公報』等左派系紙が、その主要

な手段となってきた。左派系紙は、中央政府から直接・間接に財政支援を受けてきており、その指導幹部の人事は中国共产党中央組織部の管轄下にある。…その記事は（新華社）香港分社内の宣伝部によって審査され、特に社説は事前にその許可を得て発表される。香港分社は、國務院香港マカオ辦公室に直属しており、香港分社社長は、同時に中共中央の直轄組織である香港マカオ党工作委員会書記でもある」（飛鳥田2006、128－9）。すなわち、香港の左派系新聞は中国のプロパガンダ機関として動いているとされる。

中国は、左派系以外のメディアも宣伝工作の道具にしようという努力を続けている。香港の中立的メディアが自発的に中国に対する批判的報道を減らし、中国にとって望ましい報道を増やすように働きかけているのである。中国は香港の中立的メディアに「大陸における優先的な取材許可、中国高官とのアポイントメント、特定に新聞に関する中国情報のリーク」（飛鳥田前掲論文、129）を提供することで、メディアの自己検閲を誘導している。一方、香港メディアの報道が大陸に流れ込まないように、大陸における香港報道の閲覧購読に制限を設けている（飛鳥田前掲論文、130）。

左派メディア『文匯報』の元記者である劉銳紹によると、中国が香港の報道を誘導する手段として、次の四つが挙げられる。①中国系企業による香港メディア株購入、②メディアオーナーに対する、大陸ビジネスにおける便宜提供などの工作、③メディア幹部に対する、本土の「特ダネ」を提供するなどの工作、④中国系企業による広告の出し入れを通じた影響力行使。劉はまた、中国は返還当初は香港メディアに柔軟に対応していたが、2003年の基本法23法法制反対デモ以降、香港メディアへの規制や誘導を強めたと指摘している（山田2012B、90）。

このような中国政府の言論誘導の努力はある程度奏功し、香港の報道の自由度は確実に低下している。2012年に起きた、中国湖南省の民主活動家・李旺陽の病院内怪死事件について、香港各紙は大きく紙面を割いて報道した。しかし高級英字紙として評価されてきたサウスチャイナ・モーニングポストは、香港メディアで唯一100字程度のベタ記事扱いに留めたが、これは記者が書いた長文の記事を編集部がカットしたことによるとされる。この「事件」は、サウスチャイナの「転向」であると、香港では受け止められている（山田前掲論文、96）。

しかし、中国批判を行う「リベラルな」メディアが死滅した訳ではない。香港の起業家であるジミー・ライ（黎智英）が1995年に創刊した『蘋果日報』は、中国に対する批判的報道を続けている。蘋果日報は中国系企業からの広告ボイコットを受けながらも、発行部数で香港第二位の新聞に成長している。蘋果日報は台湾にも進出し、同様のリベラルな（すなわち反中国的な）論調で成功している。

【市民社会と中国】

香港の市民社会は、活発な市民活動で知られている。人口約700万人の香港では、10万人規模のデモが頻繁に発生しており、1989年の中国における天安門事件の際には、香港で100万人規模のデモが行われ、中国の民主化運動への連帯を示した。（岡部2006）。天安門の抗議活動

が武力鎮圧された後も、毎年6月4日にヴィクトリア公園で犠牲者のための大規模な追悼集会が模様され、天安門事件の意義を再確認している。香港におけるこうした市民活動は、植民地時代の新界の伝統的自治にその淵源を持つとされるが、現在でもなお、多数のNPOが活動することで、GDPに占める政府支出の小ささを補っている。

香港の市民活動は、政治の動きにも敏感に反応している。ここで、市民社会が香港政治の大きな局面で動いた二つの例を見てみよう。

基本法 23 条立法反対デモ

香港基本法23条は、反逆、国家分裂、中央政府の転覆、外国政治組織との関係を禁じる法律の制定を香港政府に求めている。董建華政府はこれを実現するべく、2003年に「国家安全条例」制定に着手したが、同法制定過程において、自由を守ろうとする民主派が香港政府と対立した（竹内2007、21）。同年7月1日、民主派組織の民間人権陣線は国家安全条例制定に反対するデモを展開した。デモ参加者は、主催者発表で50万人、警察発表で35万人だったが、1989年の天安門事件時以来の大規模デモとなった（倉田2009、249）。

デモで示された香港市民の反対意思を受け、財界を代表する自由党は条例制定の延期を求め、董長官がこれを拒否すると、自由党党首の田北俊が代表辞任する形で抗議した。香港政府寄りの自由党が政府から離反する中で、条例は9月に廃案となった。

これらの政府は大陸中央に衝撃を与え、中国政府は対香港政策を修正することとなった。中国政府内に「中央港澳工作協調小組」という党・政府の専門グループが設置され、香港への干渉を開始した。また、大陸からの観光、金融などの開放など、経済関係緊密化を進めた（倉田前掲書、252-3）。

「雨傘革命」デモ

立法会選挙と行政長官選挙の「普通選挙化」を求める市民運動は、2014年9月から3か月に及びデモ隊が香港の中心市街を占拠する「オキュパイ運動」「雨傘革命」へと発展した。

2016年の立法会選挙、2017年の行政長官選挙において、現行の間接選挙ではなく完全な普通選挙を求める動きは、2013年1月に香港大学助教授の戴耀廷が「信報」紙に香港の中心部セントラルの占拠を呼びかけたことを端緒に、地域や各種市民団体が実施したボランタリーな検討会、この成果としての2014年6月に実施された選挙実施方法についての非公式の「市民投票」を経て発展していった。しかし8月末に全人代常務委員会が決議した次期行政長官選挙方法は、この香港市民を動きを無視するものだった。すなわち、現行の選挙委員会と類似の「候補者指名委員会」が二、三名の候補者をスクリーンし、その中から香港市民が選挙するというものである。これは、成人市民が等しく選挙権・被選挙権を持つという本来の意味での「普通選挙」からはほど遠いものであり、立法会選挙の方法に至っては、すべて現行通りとされた。

この決議に反発した香港大学生連合会と学民思潮（中高生の団体）は、9月22日からは授業

ボイコットをはじめ、27日から公民広場での座り込みを行った。このとき、デモ行為を排除しようとした警察が使用した催涙弾を、参加者が雨傘で防いだ様子が全世界に動画配信された。デモ隊は金鐘（アドミラルティ）、旺角（モンコック）など香港中心部を占拠し、多くの市民を巻き込む運動が展開された（稲垣2015など）。

運動は大きな盛り上がりを見せたが、11月頃には内部分裂が発生し、12月15日にはほぼ終息した。中国政府は、人々の普通選挙実施要求を一瞥もせず、デモ隊が求めた梁振英行政長官の辞任もなかった。

4.5. 検証②：中国の香港における行動

【中国は香港社会を分断しようとしているか？】

この問いに対しては肯定的に答えることができる。中国は香港左派の市民社会を組織し、左派政党を事実上のエージェントとして使用している。また、マスメディアへの介入を通して、香港世論への操作を行っている。

【中国は香港社会に非明示的ルールを設定しようとしているか？】

前述のように、香港基本法の最終解释权は全人代常務委員会にあり、常務委はその権限を香港の司法制度に委譲せず、いつでも行使できるという立場を堅持している。常務委のこの権限は香港基本法に記載されたものではあるが、明示的なコモン・ローに依拠する香港の法体系を、常務委の恣意的な政治判断の下に置くという意味で、香港の「法の支配」を大きく損なっている。

また、中国が行政長官選挙の普通選挙化を否定していることは、香港基本法の原則に反しているだけでなく、香港の民意を確定し公表する機会を奪っている点においても、香港の自律と自由を制限し、中国による恣意的な介入を容易にしていると評価できる。

4.6. 香港に関する小括

この章では、中国の主権下に入った香港において、その自由な社会にどのような変化が見られるか、またその変化を引き起こしているのは何かについて考察した。香港では、政治、経済、社会のあらゆる面で中国の影響が拡大しているが、司法については、基本法の最終解释权と改正権が全人代常務委員会に握られている点以外では、独立性と自律性を維持していることが確認された。また、中国は香港社会を分断し、親中派に褒賞を、民主派にコストを与える努力を続けているにも関わらず、香港社会は政治の各局面において中国の圧力に抵抗し、ある程度の成果を上げていることも見た。しかしながら香港が中国の主権下に入った以上、香港市民の抵抗には自ずと限界があるだろう。

次の一文は、マキャッヴェリ『君主論』からの引用である。

獲得された地域が自らの法に従って統治され、自由な国制の下での生活に慣れ親しんでいる

場合、その地域を保持しようとする際には三つの方法がある。第一はそれらを破壊すること、第二は支配者自らがその地に赴いて居住すること、第三はその地域の法に従った統治を認めつつ税を徴収し、支配者との友好関係を保つような寡頭政をそこに樹立することである。第三の場合、この政府は支配者によって樹立されたのであるから、彼らは支配者の好意と権力なしにはその地位に留まることができないことを知っており、したがって支配者の権力を保持するために全力を傾注することになる。自由な国制を享受していた都市を保持するには、他のやり方よりもその都市の市民を用いるやり方がより容易である。もちろん、それを保持したい場合のことであるが。

…実際のところ、自由な国制を享受していた都市に対する支配権を維持する最も安全な方法とは、それを破壊することにはほかならない。そして自由な国制に慣れ親しんだ都市の支配者となった者がそれを破壊しない場合、自らがかえてこの都市によって破滅させられるのを待っているようなものである。

それというのにかかる都市は自由の名やその昔の制度を口実にしては常に反乱を起こし、しかも自由とか、昔の制度とかはどんなに時間がたっても、どんなに恩恵を施しても決して忘れ去られはしないからである。どのような政策がとられようとも、その都市の住民が分割され散り散りにならない限り、その名前や古い制度は忘れられることなく、なにか変事があれば直ちに以前の統治様式に帰ることになる。
(マキャッヴェリ『君主論』第5章)

管見では、マキャッヴェリのこの観察は、香港の現状を的確に、過不足なく表現している。自由な都市を支配する君主—専制的支配者—には、支配を続けるための三つの方法がある。都市を破壊すること、直接統治すること、そして自己の傀儡たる少数の指導層を市民から選抜し、彼らに都市を統治させることである。中国が選んだのは第三の方法である。すなわち香港において、中国寄りの人物が選ばれるような行政長官・立法会議員の制限間接選挙が採用されている。この方法の美点は、傀儡指導者は中国の支持を権力基盤としているため、中国の権力保持に全力を傾注することが期待できるのである。その意味で、香港市民が求めている行政長官・立法会議員の完全な普通選挙は、指導者のプリンシパルを中国政府から香港市民に変更することになるため、中国がこれを受け入れることはないだろう。しかし市民の普通選挙で選ばれない行政長官の支配は、市民からその正当性が疑われ続けるだろう。

マキャッヴェリの文で興味深いのは、文の後段において、君主が支配するための三つの方法のうち、第三のものが抜け落ち、自由都市を破壊するという選択肢が強調されている点である。返還後18年を経ても、香港人が自由の理念を捨てる気配はない。まさしく、香港の自由は「どんなに時間がたっても、どんなに恩恵を施しても決して忘れ去られはしない」のである。自由都市香港における市民の不服従は、いつの日か中国全体に広がらないとも限らない。マキャッヴェリがいうように、中国が香港によって破滅させられないためには、香港を破壊しなくてはならないのだろうか。

5. 結語と展望

民主的国家にとって、専制的国家との国際相互依存は、その自由や立憲主義にどのような影響を与えるのか。専制的国家との相互依存を深めながら、同時に自国の民主主義や人権を守ることは可能なのか。可能だとすれば、どのような方法があるのか。この問題は、一党独裁体制を続ける中国との経済相互依存を深めるアジアの民主的国家にとって、死活的に重要な課題である。

本稿ではこの問題について、国際政治学・比較政治学理論に依拠する枠組みを構築するとともに、その枠組みから導出される仮説を、台湾と香港という、いずれも中国の圧倒的な政治的・経済的影響下にある自由で立憲主義的な社会の現実にも照らし、検証することを試みた。

結論としては、台湾、香港の双方において、中国からの各方面における広範な浸透が観察された。中国は、台湾財界や農業の利益を操作することで、総統選挙、立法院選挙に介入している。中国はまた、台湾のマスメディア企業買収などを通じて、メディアの言論にも影響を与えている。一方香港においては、行政長官と立法会議員の人事をコントロールし、財界や市民社会への浸透を通じて世論を操作しようとしている。香港メディアに対する中国の影響力は台湾より強く、香港の報道の自由を侵害している。

両地域における中国の戦略は、両地域の社会を分断して、親中派に利益を、反中派・独立派に損失を与えること、明示的でないあいまいな事柄（口約束など）を重視し、それを認めることを対話の条件とすることである。これらの戦略は、本稿の理論が示したところである。

このような圧力の下にありながら、両地域の市民社会は中国からの圧力に抵抗し、一定の成果を挙げている。司法府に関しては、中国からの目立った浸透・影響は観察されない。

両地域の最も大きな違いは、実質的主権の有無と、主権に基づく民主制度の存否であろう。完全な民主制度を持つ台湾は、香港よりはるかに有効な抵抗を、中国からの圧力に対して行い得る。台湾の選挙結果は拘束力を持ち、中国もそれに異議を唱えることはできない。一方、香港市民は不完全な選挙権しか持たず、選挙結果は中国によって操作可能なものであり、選挙を通した、また選挙を契機とした、香港市民の抵抗には限界がある。

本稿は、台湾・香港という中国と特殊な関係をもつ地域（台湾については、実質的主権国家）を対象としたものだが、その結論は、専制的国家との非対称的相互依存関係にある民主国家一般、特に中国との相互依存を進化させているアジア民主国家の政治にも重大な含意を持つ。日本、韓国、オーストラリアなどアジア太平洋地域の多くの民主主義が、程度の違いこそあれ、中国による浸透の影響下にあることが観察される。本稿が提示した理論枠組みは、これらの民主国家における中国の影響力の分析を通して、さらに検証されるべきものである。

注

- 1) なお、Keohane & Nye の複合的相互依存論について、本稿は主にコヘイン＝ナイ (2012) に依拠している。
- 2) 詳細は「付録1」参照。
- 3) 詳細については、Appendix を参照。
- 4) 例えば、呉介民 (2012)、川上 (2013) を参照。
- 5) 山田賢一は、台湾の大手新聞幹部の話として「『中国政府が旺旺に買収資金を無利子で融資している』との証言を中国関係者から得ている」(山田 2013A : 62) と記録している。
- 6) ここで、中国が日中首脳会談の前提として、日本側が、日中がかつて尖閣諸島の領有について、問題の「棚上げ」の (明文化されていない) 口約束をした事実を認めろという条件を設定していることを想起すべきであろう。
- 7) 基本法第45条「…行政長官の選出方法は、香港特別行政区の実情および順を追って漸進するという原則に基づいて規定し、最終的目標は広範な代表性をもつ指名委員会が民主的手続きを踏んで指名してのち普通選挙で選出されることである。」
- 8) ここでは、日中韓、ASEAN10 各国、北朝鮮、台湾、香港を指す。
- 9) 中国は6で、これは北朝鮮の7に次ぐ低い評価である。なお、香港の自由は、民主的な政治に基づくものではない。フリーダムハウス評価では香港の「政治的権利」は5である。
- 10) 台湾は51位、韓国60位、日本61位であり、中国は最低ランクの176位である。
- 11) The Secretary of State (1997-2014) .
- 12) 前掲報告書 July-Dec 1997, p9.
- 13) 前掲報告書 July-Dec 2014, p.28.

参考文献

【日本語文献】

- 飛鳥田麻生 (2006) 「一国二制度下の香港メディアと対日報道」『国際政治』145号
- 井尻秀憲・金子秀敏 (2012) 「台湾総統選挙・立法院議員選挙の分析と中国の受け止め方」『アジア時報』43 (3)
- 稲垣豊 (2015) 「「雨傘運動」の現場を訪ねて考えた—香港民主化運動の新しいカードたちの登場」『変革のアソシエ』19
- 小笠原欣幸 (2010A) 「陳水扁の政権運営」、若林正丈 (編) 『ポスト民主化期の台湾政治』アジア経済研究所
- 小笠原欣幸 (2010B) 「中国の対台湾政策の展開—江沢民から胡錦濤へ」、天児慧・三船恵美 (編) 『膨張する中国の対外関係』勁草書房
- 岡部一明 (2006) 「香港における自治と市民社会」『東方学誌』35 (1)
- 岡本英信 (2004) 「研究ノート 台湾テレビ・メディアの中立に危機」『沖縄大学地域研究所年報』19
- 奥村幸弘 (2004) 「香港立法会選挙、中国の支援で親中派が過半数—縮まない「一国二制度」認識格差—」『中国経済』

- 木原正博（2003）「海外メディア事情 台湾新聞界に激震—香港誌「リング日報」進出の波紋」『新聞研究』624
- 金永完（2011）奥原唯弘教授還暦記念論文集刊行委員会（編）『中国における「一国二制度」とその法的展開：香港・マカオ・台湾問題と中国の統合』国際書院
- 倉田徹（2009）『中国返還後の香港：「小さな冷戦」 一国二制度の展開』名古屋大学出版会
- コヘイン＝ナイ（2012）、『パワーと相互依存』ミネルヴァ書房
- 竹内孝之（2007）『返還後香港政治の10年』アジア経済研究所
- 竹内孝之（2009）『台湾、香港と東アジア地域主義』アジア経済研究所
- 竹内孝之（2012）「香港行政長官選挙—中国当局の介入による大逆転劇—」『アジア研ワールド・トレンド』No.203
- 津田崇恵（1999）「「一国二制度」下における香港の「司法の独立」」『レファレンス』49（8）
- 中網栄美子（2006）「台湾法曹養成～法務部司法官訓練所に於ける教育について～」『法曹養成対策室報』1
- 中村元哉（2015）「香港「雨傘運動」の歴史的射程」『歴史学研究』930
- マキャヴェッリ（2004）、ニッコロ・マキャヴェッリ（著）、佐々木毅（訳）『君主論』講談社
- 松田康博（2010）「改善の「機会」は存在したか？—中台対立の構造変化—」、若林正文（編）『ポスト民主化期の台湾政治』アジア経済研究所
- 松本充豊（2010）「台湾における民主主義の定着と市民—「民選大統領」のいる民主主義」を求める市民」『法政研究』77（1）
- 許慶雄（1989）「中・英共同宣言における国際法上の諸問題」『国際政治と法』成文堂
- 森一道（2007）『「香港情報」の研究—中国改革開放を促す〈同胞メディア〉の分析—』芙蓉書房出版
- 山田賢一（2009）「「言論の多様性」と「公正な報道」には何が必要か～台湾旺旺集團のメディア進出をめぐる～」『放送研究と調査』59（9）
- 山田賢一（2013A）「中国への「配慮」強まる台湾・香港メディア（上）～中国への“迎合”目立つ台湾メディア～」『放送研究と調査』63（5）
- 山田賢一（2013B）「中国への「配慮」強まる台湾・香港メディア（下）～中国報道で「自己規制する香港メディア～」『放送研究と調査』63（6）
- 若林正文（2008）『台湾の政治：中華民国台湾化の戦後史』東京大学出版会
- 渡辺耕治（2014）「馬英九政権の対中政策—ECFAと兩岸サービス貿易協定を中心に—」、浅野和生（編）『中華民国の台湾化と中国：台湾は中国なのか？』展転社
- 渡辺和昭（2001）「香港メディアけん制する江沢民主席」『中国経済』421

【英語文献】

- Almond, Gabriel A., and Verba, Sidney (1963), *The Civil Culture: Political Attitudes and Democracy in Five Nations*, Newbury Park, CA, Sage.
- Blanchard, Jean-Marc F., and Dennis V. Hickey (2012), *New Thinking about the Taiwan Issue: Theoretical insights into its origins, dynamics, and prospects*, London, Routledge.
- Cheung and Chen (2004), “The Search for the Rule of Law in the Hong Kong Special Administrative Region, 1997-2003,” Wong Yiu-chung, *One Country, Two Systems in Crisis: Hon Kong’s Transformation since*

- the Handover*, Lanham, The Rowman & Littlefield.
- Fong, Brain C. H. (2014) , Executive-legislative Disconnection in Post-colonial Hong Kong, *China Perspectives* , 2014/1
- Fung, R. Daniel (2001) , Hong Kong's Unique Constitutional Odyssey and Its Implications for China, *Asian Affairs*
- Gourevitch, Peter (1978) , The second image reversed: the international sources of domestic, *International Organization*, 32 (4) .
- Hadfield, Gillian K., and Weingast, Barry R. (2012) , What is law? A coordination model of the characteristics of legal order, *Journal of Legal Analysis*
- Hadfield, Gillian K., and Weingast, Barry R. (2013A) , Law without the State: Legal Attributes and the Coordination of Decentralized Collective Punishment, *Research Paper Series*, USC School of Law, C13-10
- Hadfield, Gillian K., and Weingast, Barry R. (2013B) , Constitutions as coordinating devices, *USC CLEO Research Paper*, No. C11-20
- Hadfield, Gillian K., and Weingast, Barry R. (2014) , Microfoundation of the rule of Law, *Annual Review of Political science*, Vol. 17: 21-42
- Keohane, Robert O., and Nye, Joseph S. (2001) , *Power and Interdependence 3rd Edition*.
- Lake, David A. (2011) , Why “isms” are Evil: Theory, Epistemology, and Academic Sects as Impediments to Understanding and Progress, *International Studies Quarterly*, 55, 465-480.
- Ma, Ngok (2013), “Negotiating Autonomy and “high Autonomy”: The 2010 Political Reform, Yep, Ray (ed), *Negotiating Autonomy in Greater China: Hong Kong and its Sovereign Before and After 1997*, Copenhagen, nias press, 2013
- Morse, Edward L. (1976) , *Modernization and the Transformation of International Relations*, New York, The Free Press
- Ray, Yep (2013) (ed) , *Negotiating Autonomy in Greater China: Hong Kong and its Sovereign Before and After 1997*, Copenhagen, nias press, 2013
- Rodriguez, McCubbins, and Weingast (2010) , The rule of Law unplugged, *Emory Law Journal*, 59, 2010
- Schneider, Todd (2002) “David v. Goliath?: The Hong Kong Courts and China's National People's Congress Standing Committee”, *Berkeley Journal of International Law*, Vol. 20
- The Secretary of State for Foreign and Commonwealth (1997-2014) , Six-monthly Report of Hong Kong.
- Tai, Benny (2013) “Judicial Autonomy in Hong Kong,” Yep, Ray (ed) , *Negotiating Autonomy in Greater China: Hong Kong and its Sovereign Before*, Copenhagen, nias press, 2013
- Waltz, Kenneth (1979) , *Theory of International Politics*, Mass. Addison-Wesley.
- Weingast, Barry R. (1997) , The Political Foundations of Democracy and the Rule of Law, *American Political Science Review*, V. 91 N. 2.
- Yang Xiaonan (2014) “Two interpreters of the Basic Law: the Court of Final Appeal and the Standing Committee of the National People's Congress,” Young, Simon N. M., and Yash Ghai (eds) *Hong Kong's Court of Final Appeal: the development of the law in China's Hong Kong*, Cambridge, Cambridge University Press.
- Young, Simon N. M. (2014) “Human rights,” Young, Simon N. M., and Yash Ghai (eds) *Hong Kong's Court*

of Final Appeal: the development of the law in China's Hong Kong, Cambridge, Cambridge University Press.
Young, Simon N. M. and Antonio Da Roza (2014), “The judges,” Young, Simon N. M., and Yash Ghai (eds)
Hong Kong's Court of Final Appeal; the development of the law in China's Hong Kong, Cambridge, Cambridge University Press.

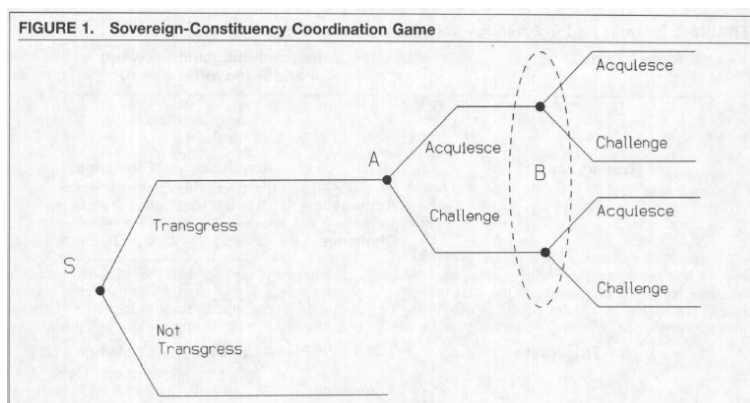
【中国語文献】

呉介民（2012）『第三種中國想像』台北、讀書共和國

（2015.10.2 受稿，2015.11.27 受理）

付録1 Weingast (1997) のモデル¹⁴⁾

Weingast (1997) のモデルの詳細を説明する。本文で紹介したように、同モデルは主権者Sと二つの市民集団 (A、B) によって構成されている。Sは市民の権利を侵害 (transgress) するか否かを選択し、市民は権利侵害された場合、それに黙従 (acquiesce) するか、Sに対して抵抗 (challenge) するかを選択する。Sが両市民集団に対して同じ行動をとるときのゲームは次のように図示される。二つの市民集団がともに抵抗するとき、Sは主権者としての地位を失う。



各アクターの利得は次のように設定される。Sにとって権力は2の価値がある。権利侵害が成功したとき、Sは各市民集団から3の資源を収奪し、利得は8となる。権利侵害を受けるとき市民集団の利得は、Sからの収奪に加えて損害も受けるため、8から2に減少する。市民集団にとっての抵抗コストは1である¹⁵⁾。

FIGURE 2. Payoffs for the Sovereign-Constituency Coordination Game

S Moves first **Induced subgame between A and B (payoffs: S, A, B)**

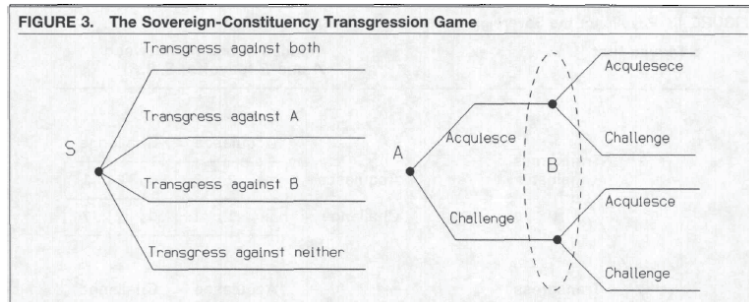
Game Tree:

- S moves first:
 - Transgress**
 - A moves:
 - Acquiesce** → B moves:
 - Acquiesce** → Payoff: (8, 2, 2)
 - Challenge** → Payoff: (8, 2, 1)
 - Challenge** → Payoff: (8, 1, 2)
 - Not Transgress**
 - A moves:
 - Acquiesce** → B moves:
 - Acquiesce** → Payoff: (2, 8, 8)
 - Challenge** → Payoff: (2, 8, 7)
 - Challenge** → Payoff: (2, 7, 8)

このゲームには二つの純粋戦略均衡が存在する。一つは、(Sの選択、Aの選択、Bの選択) = (権利侵害、黙従、黙従)、もう一つは (権利侵害なし、黙従、黙従) である。市民集団が協調して抵抗するならSの権利侵害を防ぐことができるが、集団間の協調問題が存在するため、

協調的抵抗は選択されない。

ここで、Sがいずれかの市民集団のみの権利を侵害する選択肢を導入する。



これが一回限りのゲームであるなら、(AとBの権利を侵害、黙従、黙従)、(Aの権利を侵害、黙従、黙従)、(Bの権利を侵害、黙従、黙従) という三つの純粹戦略均衡が存在する。

FIGURE 4. Payoffs for the Sovereign-Constituency Transgression Game

S Moves first		Induced subgame between A and B (payoffs: S, A, B)	
	A Acquiesce Challenge	B Acquiesce Challenge	
		8, 2, 2 8, 2, 1 8, 1, 2 0, 7, 7	
	A Acquiesce Challenge	B Acquiesce Challenge	
		4, 2, 9 4, 2, 8 4, 1, 9 0, 7, 7	
A Acquiesce Challenge	B Acquiesce Challenge		
	4, 9, 2 4, 9, 1 4, 8, 2 0, 7, 7		
A Acquiesce Challenge	B Acquiesce Challenge		
	2, 8, 8 2, 8, 7 2, 7, 8 0, 7, 7		

このゲームが繰り返されるときの、フォーク定理を適用するなら、どのような選択の組み合わせも支持されうる。本文で書いた均衡戦略もそのひとつである。パレート最適な帰結を導くこの戦略の意味は、それが共通知識、すなわち社会的なコンセンサスである点にある。

付録2 Hadfield and Weingast (2012) のモデル

Hadfield and Weingast (2012) が提示するモデルは、政府なき社会における法と司法機関の役割を抽象化したものであり、主権者と市民集団によって構成される Weingast (1997) の世界と同一ではない。しかしながら、この付録が示すように、わずかな設定の変更をすることで、Hadfield and Weingast (2012) のモデルを Weingast (1997) の延長として読み替えることが可能である。

【モデル】

ある商品（またはサービス）について、一人の売り手 (S) と二人の買い手 (A および B) がいる。商品価格は P 、各買い手が商品に与える評価は V である。売買が成立するためには、 $P < V$ でなければならない。S の商品生産・提供には c だけのコストがかかる。t 期における、S による商品提供を含む買い手 i (A または B) に対するパフォーマンスを X_t^i と示す。

S 各期において、商品提供のコストを下げるパフォーマンスをすることができる。コストを削減したパフォーマンスは商品の価値を下げるが、価値が低い商品の提供は、買い手から「不正」と見なされる。買い手は、自分固有の論理 I^i に依拠して、S のパフォーマンスを評価し、不正 (0) または正当 (1) と評価する。

$$I^i: X^i \rightarrow \{0,1\}.$$

S が、買い手 i が不正と見なすパフォーマンスをする確率を θ^i とする。S の行動は全てのアクターに観察可能だが、 $I^i(X^i)$ と θ^i は、S と買い手 j には観察不可能とする。

買い手は、売り手が不正を行う可能性としても、買うことの期待値が正である限り商品を買う。

$$(1 - \theta^i)V - P > 0$$

この条件が満たされていると仮定する。

$$\theta < \frac{V - P}{V}, i = A, B. \quad (1)$$

このモデルでは、S は、自分のコスト削減行為が A、B の双方から一期の不買を招くと予想する場合にのみ、コスト削減行為を手控えると仮定している。すなわち、S が不正行為を避けるときの期待利得は

$$2(P - c) + 2\delta(P - c) \quad (2)$$

であるのに対して、不正を行って A、B 双方から不買を招いたときの期待利得は

$$P + (P - c). \quad (3)$$

である。次の想定

$$c < \frac{2\delta}{1+2\delta}P. \quad (4)$$

が成立するなら

$$2(P-c)+2\delta(P-c)>P+(P-c)$$

となり、A、B の不買活動が効果を上げる。

〔このモデルの S を主権者、A、B を市民集団、S のコスト削減行為を、S による市民に対する権利侵害と読み替えれば、Weingast (1997) と同様のモデルになる。〕

【不買の調整】

不買の調整が効果的になる条件を考察するために、次のような買い手の戦略 I について考える。

戦略 I : $I^i(X_{t-1}^i)=1, i=A,B$, であるときのみ商品を購入するが、そうでない場合は不買を行う。

これは、いずれかの買い手に対して不正が行われたときに、買い手が協調して不買する戦略であり、二人の買い手が実際にこの戦略を採用すれば、S は決して不正を行わないというナッシュ均衡が導かれる。

しかし、この均衡は実際には成立しない。第一の理由は、この均衡が部分ゲーム完全でないためである。S が実際に不正を行ったとき、不正による損は買い手にとってサunkコストとなり、買い手は不正にもかかわらず購入を続けることで利益を得る。このため、不買脅しは S にとって信憑性がないものに留まるのである。

この均衡が成立しない第二の理由は、共同不買の脅しが実現可能でないことである。 $I^i(X^i)$ が買い手 i の私的情報であるため、S と買い手 j は $I^i(X^i)$ を知るができない。このため、 i に不正行為が行われたとしても、 j は i と本当に協調不買をすべきかを判断できないのである。同様に S は、S のどのようなパフォーマンスが買い手の協調不買を導くかを知ることができない。S にとって、買い手の協調不買の脅しは信頼に足るものでないため、S は不正行為を手控えようとは考えない。

【共通論理 R】

ここで、モデルの中に「共通論理」 R を提供する第三者機関、または分類機関 (classification institution) を導入する。 R は S のパフォーマンスを分類する。

$$R: X^A \cup X^B \rightarrow \{0,1\}.$$

アクターは R 自体を知ることはできない。しかし分類機関は各期に、 R に関する公開の、共通知識となる声明 $\hat{R}_i$ を発表する。

$$\hat{R}_i: X^A \cup X^B \rightarrow \{0,1\}.$$

各買い手は、Sのパフォーマンスが不正であると感じたときにその旨を宣言する。すると分類機関はそのパフォーマンスについて調査し、 R に基づいてそれが不正であるかの判断を公表する。買い手は各期の $\hat{R}_i$ を観察し、自分固有の価値観とそれが一致する確率 r_i^i を推計する。 r_i^i は $\hat{R}_i$ が公表されるごとに更新される。

【均衡戦略と信念】

ここで、 R が買い手の不買協調を促すかを考察する。参照点として、そのような協調が行われない状態における買い手の第 τ 期における期待利得を示す。

$$\sum_{t=\gamma}^{t=\infty} \delta^{t-\gamma} \left((1-\theta^i) V - P \right). \quad (5)$$

ここで買い手 i が、「 R 不正」(R によって不正と判断されるSのパフォーマンス)が買い手の協調的不買を導き、それがSの不正を防ぐという信念を抱くとすると、期待利得は次のようになる。

$$\sum_{t=\gamma}^{t=\infty} \delta^{t-\gamma} \left(\left(1 - (1-r_\gamma^i) \theta^i \right) V - P \right). \quad (6)$$

(6)は(5)より大きく、 r_γ^i (R が I と一致する確率についての i の推測)が1に近づくとさらに大きくなる。

買い手の戦略 R : $R(R_{t-1}^i)=1$ のときは購入し、それ以外のときは不買を行う。

二人の買い手がこの戦略を取るとき、Sは R 不正な行動を控える。

τ 期において、不買を行うことがSの将来の R 不正を防ぐと信じる買い手が、自分または他の買い手に対する R 不正パフォーマンスに対する不買を行うことは、次の条件が満たされる場合、最適行動となる。

$$\begin{aligned} & \sum_{t=\gamma}^{t=\infty} \delta^{t-\gamma} \left(\left(1 - (1-r_\gamma^i) \theta^i \right) V - P \right) \\ & > (1-\theta^i) V - P + \sum_{t=\gamma+1}^{t=\infty} \delta^{t-\gamma} \left((1-\theta^i) V - P \right). \end{aligned} \quad (7)$$

式(7)の条件は

$$r_{\gamma}^i > \frac{1-\delta}{\delta} \left[\frac{(1-\theta^i)V-P}{\theta^i V} \right]. \quad (8)$$

のとき満たされる。

戦略 I と異なり、戦略 R は不等式 (8) が満たされる限りにおいて、実現可能である。公開される $\hat{R}$ が、協調的不買の客観的指標を提供するからである。買い手の戦略 R と S の不正回避は部分ゲームナッシュ均衡でもある。

アクターの均衡信念は次の通りである。

B1 : 全てのアクターは、買い手が t 期における R を十分に収束的であると評価するとき、買い手は t 期における R 不正行為に対して不買を行うと信じる。

B2 : 買い手 j と S は、買い手 i が t までのすべての期において戦略 R を行っているとき、R は i にとって、確率 $(1-\rho^i), \rho^i > 0$ で十分に収束的であると信じる。

B1 と B2 を信じる買い手 i にとって、 τ 期においてボイコットを行うことが最適である条件は

$$\begin{aligned} (1-\rho^i) \sum_{t=\gamma+1}^{\infty} \delta^{t-\gamma} \left((1-(1-r_{\gamma}^i)\theta^i)V-P \right) + \rho^i \sum_{t=\gamma+1}^{\infty} \delta^{t-\gamma} \left((1-\theta^i)V-P \right) \\ > (1-\theta^i)V-P + \sum_{t=\gamma+1}^{\infty} \delta^{t-\gamma} \left((1-\theta^i)V-P \right). \end{aligned} \quad (9)$$

である。不等式 (9) は

$$r_{\gamma}^i > \frac{1-\delta}{\delta} \frac{1}{1-\rho^j} \left[\frac{(1-\theta^i)V-P}{\theta^i V} \right] \equiv \underline{r}^i. \quad (11)$$

のとき満たされる。買い手 i が不買のインセンティブを持つためには、 ρ が大きすぎてはならない。すなわち、R が収束的である確率が十分に高くなくてはならない。買い手が S の R 不正行為にボイコットを行うような r の最低値を $\underline{r}^i$ と置く。

ρ を導入することで、S が R 不正行為を手控える条件は次のものになる。

$$c < \frac{2\delta(1-\rho^i)(1-\rho^j)}{1+2\delta(1-\rho^i)(1-\rho^j)} P.$$

定理

R が二人の買い手〔二つの市民集団〕にとって十分に収束的で次の条件を満たすとき

$$\{X_t^i \ni R(X^i) = 1 \forall_i, \forall_t\}$$

次の戦略と信念は、両買い手〔市民集団〕が S の R 不正行為に対しボイコット〔抵抗〕を行い、S が R 不正行為を行わないという完全ベイジアン・ナッシュ均衡を支持する。

買い手〔市民集団〕の戦略：他の市民集団が戦略 R を行わなくなるまで戦略 R を続ける。

売り手〔主権者〕の戦略：いずれかの買い手〔市民集団〕が戦略 R をやめるまで、

$\{X_t^i \ni R(X^i) = 1 \forall_i, \forall_t\}$ を続ける。

全プレイヤーの信念：

- (B1) 買い手〔市民集団〕j は、j が t 期における R が十分に収束的であると評価するとき、すなわち $r_t^j > \underline{r}^j$ であるとき、t 期における R 不正行為に対してボイコット〔抵抗〕する。
- (B2) t 期において、R は買い手（市民集団）にとって、次の確率で収束的である。

$$= \begin{cases} (1 - \rho^j), \rho^j > 0 & t = 1 \text{ and } t > 1 \text{ if buyer } j \text{ has played strategy } R \forall_y < t \\ 0 & \text{otherwise.} \end{cases}$$

付録注

14) 付録 1 における図表は、すべて Weingast (1997) によるものである。

15) 私見では、Weingast は抵抗コストを過少に評価している。